

令和2年第3回柳津町議会定例会会議録

令和2年9月9日第3回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 磯目泰彦	6番 松村亮	9番 鈴木吉信
2番 新井田順一	7番 田崎信二	10番 齋藤正志
3番 伊藤純	8番 荒明正一	11番 伊藤昭一
5番 岩淵清幸		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

町長の説明について

陳情について 陳情第4号

一般質問（通告順）

議案第72号 令和元年度柳津町歳入歳出決算認定について

報告第2号 総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

報告第1号 決算特別委員会付託案件審査結果報告

議案第71号 柳津町議会議員及び柳津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

議案第73号 会津若松地方広域市町村圏整備組合格約の変更について

議案第74号 会津若松地方土地開発公社の解散について

議案第75号 令和2年度柳津町一般会計補正予算

議案第76号 令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

議案第77号 令和2年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第78号 令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算

- 議案第79号 令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 議案第80号 令和2年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算
- 議案第81号 令和2年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第82号 令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第83号 令和2年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算
- 議案第84号 令和2年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第85号 教育委員会委員の任命同意について
- 議案第86号 仮想基盤サーバー等機器の購入について
- 議案第87号 戸籍総合システム・ブックレスクラウドサービスの購入について
- 報告第3号 専決処分の報告について
- 報告第4号 一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について
- 報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について
- 報告第6号 令和元年度柳津町継続費精算報告書の報告について
- 議案第88号 工事請負契約の締結について
- 議案第89号 工事請負契約の締結について
- 議案第90号 工事請負契約の締結について
- 議員提出議案第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する
陳情書

令和2年第3回柳津町議会定例会会議録

第1日 令和2年9月9日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 磯目泰彦	6番 松村亮	9番 鈴木吉信
2番 新井田順一	7番 田崎信二	10番 齋藤正志
3番 伊藤純	8番 荒明正一	11番 伊藤昭一
5番 岩淵清幸		

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長 小林功	建設課長 横井伸也
副町長 矢部良一	保育所長 佐藤清子
総務課長 菊地淳一	教育長 神田順一
出納室長 新井田理恵	教育課長 金子佳弘
町民課長 杉原満	公民館長 天野美穂
地域振興課長 鈴木秀文	代表監査委員 伊藤光正

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 菊地淳一	主査 木須良行
-------------	---------

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 町長の説明について
日程第5 陳情について 陳情第4号
日程第6 一般質問（通告順）

日程第7 議案第72号 令和元年度柳津町歳入歳出決算認定について

◎開会及び開議の宣告

○議長

ただいまから、令和2年第3回柳津町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により指名をいたします。

1番、磯目泰彦君、2番、新井田順一君、3番、伊藤 純君、以上3名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日から9月16日までの8日間と協議願ったところではありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本定例会の会期を本日から8日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長

日程第3、諸般の報告について。

これより令和2年6月10日開会の第2回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告に代えます。

次に、柳津町監査委員より、令和2年6月から8月までに關する例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしましたので報告に代えます。

次に、保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に關わる陳情について、東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対す

る意見書提出については、お手元にお配りしたとおりでありますので報告に代えます。

次に、柳津町議会常任委員会所管事務調査の実施報告を求めます。

総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田崎信二君。

○総務文教常任委員会委員長（登壇）

おはようございます。

令和2年度総務文教常任委員会現地調査報告。

7月18日、総務文教常任委員会の現地調査を実施しましたので、報告いたします。

最初に、柳津小学校のタブレット設置状況並びにエアコン設置状況について、柳津小学校校長、教育課長より説明を受けました。

タブレットについては、新型コロナウイルスの影響で休校となっている期間のリモート授業などで大いに役立ったと説明がありました。特に朝の会で毎日顔を合わせることができたため、学校再開後も久しぶりに会うという感覚がなく、スムーズに学校が再開できたことが大きかったとのことでした。また、タブレット1人1台については、ほかの学校より進んだ取組とのことでした。その後、5・6年生のタブレットを使用した算数の授業を視察し、その中では特別支援員の実際の活動状況も確認でき、児童の学習支援を行う上で大変有効であると確認できました。

エアコン設置に関しては、特別教室などで幾つかの教室で未整備となっており、移動式のスポットエアコンで対応しているとのことでした。新型コロナウイルスの影響で夏休みが短縮されるなど、猛暑の中の授業となることも予想されるため、補正予算などで早急に整備を進めるべきとの意見が交わされました。

また、新型コロナウイルスの影響で校内の消毒作業など教職員の負担が増えているため、外部委託等を含めて負担の軽減を図っていただきたい、続いて、旧学校給食センターにおいては、今後の在り方について早急に方向性を示してほしいとの意見が出されました。

次に、地域住民交流センター「ゆきげ館」を調査いたしました。西山支所班長より運用開始後の状況について資料で説明を受けた後、ゆきげ館全体を視察してまいりました。J AバンクのA T Mの維持管理の管理費に高額な負担金を支払っており、今後のA T Mの在り方について再検討すべきとの意見が出されたわけでした。また、旧西山中学校体育館解体工事の仮設道路工事については、複数の具体案を早急に提示するよう話し合われました。なお、保育所裏の空き地の活用、ゆきげ館の看板設置、診療所の看板設置、備蓄倉庫の確保状況の確認

などについて意見が出されました。

最後に、柳ヶ丘団地若者定住促進住宅の竣工状況を確認し、その中で、墓地側の擁壁排水の跡が目立つため、清掃を行い、再度汚れるようであれば根本的な対策を考えるべきとの意見が出されました。また、実際に入居が始まるまでの期間、各部屋の換気などを適宜行い、適切に管理するよう要望されました。

以上、多忙にもかかわらず現地説明をしていただいた各課長、関係各位に御礼を申し上げ、総務文教常任委員会現地調査報告といたします。

○議長

次に、産業厚生常任委員会の報告を求めます。

産業厚生常任委員長、伊藤 純君。

○産業厚生常任委員会委員長（登壇）

皆さん、おはようございます。

続きまして、令和2年度産業厚生常任委員会の現地調査を報告いたします。

7月20日、産業厚生常任委員会の現地調査を実施しましたので、報告をいたします。

最初に、グローバルピッグファームの臭気対策状況について調査を実施いたしました。地域振興課長、農林振興班長及び坂上主事が同行し、グローバルピッグファームの農場長より、現在行われている臭気対策、工事の進捗状況などについて説明をしていただきました。麻生地区としては、臭気対策の効果がなかなか実感できていないことから、今後も継続して専門家等の意見を聞きながら、また、情報を共有し定期的に状況報告をしていただくようお願いをいたしました。また、一日も早く臭気問題が解決するようにお願いをし、併せて、町議会にも同様に報告する旨を申し入れました。

続きまして、柳ヶ丘団地若者定住促進住宅の竣工状況を確認いたしました。間取りも広く余裕がある設計で、大変よいものができたと実感しております。これから入居者を募集するに当たり、町が行っている子育て支援及び補助事業などもセットでPRするなどし、建設課だけでなく各課連携をしアピールを行ってほしい。また、町外の方にも広く知ってもらうためにも、紙媒体のほかにインターネットの動画サイトなどを活用し、多くの方に見てもらえるようにしていただきたい。特に、町内企業に町外から通勤している方には、積極的に広報していただきたいと思います。柳ヶ丘地区は、今後さらに子供の数が増えることが予想されます。児童公園や遊具の設置など、安全に遊べる場所の提供を検討していただきたいと考えます。

最後に、株式会社シモン工場入り口の鶺鴒工業団地線改良工事の進捗状況について調査を実施いたしました。現在の状況について、建設課長及び門馬副主査より説明を受けました。依頼事項として、次の3点について申入れをいたしました。

1点目、現在の支障木伐採に追加して、さらに南側の伐採を行い、路面の日当たりの確保を行うこと。

2点目、除雪期間に間に合うよう、11月末の工期どおりに工事を竣工すること。

3点目、通行止めをせずに工事を行うこと。また、近くにスクールゾーンがあることから、事故などを起こさないように安全管理には十分に留意すること。

以上、3点について申入れをいたしました。

多忙な中、現地説明に同行された各課長、職員の皆様に対し御礼を申し上げ、産業厚生常任委員会の報告といたします。

○議長

次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を求めます。

9番、鈴木吉信君。

○9番（登壇）

おはようございます。

ただいまより、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告をいたします。

令和2年8月、組合議会定例会が8月17日から21日までの5日間、組合庁舎4階講堂において開催されました。

管理者提出案件9件であり、うち条例案件2件、予算案件2件、単行案件1件、報告案件2件であります。提出された案件については、全案件とも特に異論なく、原案のとおり可決、承認されましたことを報告いたします。

なお、詳細につきましては、事務局に資料がございますのでご覧いただきたいと思います。

以上、報告いたします。

○議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明について

○議長

日程第4、町長の説明について。

町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

本日、令和2年第3回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和2年度も間もなく上半期が過ぎようとしています。こうした中、新型コロナウイルス感染症はとどまることを知らず、ここ会津でも感染者が発生をするなど終息の見通しはいまだに見えない状況にあります。とりわけ昼夜を問わずに感染リスクと隣り合わせでご対応いただいております皆様には、心から敬意を表し感謝を申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々、そのご家族の皆様にお悔やみを申し上げます。

本町におきましては、お盆の帰省を前に先月13日、私から町民の皆様へ防災無線、ホームページでメッセージを発出して、基本的な感染防止対策の徹底や帰省時の注意等について呼びかけてまいりました。今のところ、町民の皆様の感染症予防対策により町内での感染者は出ておりませんが、このところの会津での感染状況を鑑みますと、予断を許さない状況であります。

町といたしましては、引き続き、県及び関係機関等と緊密な連携を取りながら、町民の皆様に感染予防の徹底をお願いするとともに、感染された方やご家族等への差別や偏見に基づく誹謗中傷やSNSなどへ根拠のない書込みは絶対にしないようにご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

また、このようなコロナ禍でも災害は起きます。

本町においては、7月28日と31日に大雨に見舞われ、幸い人的被害はありませんでしたが、町道、農道や農地などに被害を受けました。大雨警報、土砂災害警戒情報の発令を受け、新型コロナウイルス感染防止対策として受付での非接触型検温計での発熱確認、手指消毒、人と人との距離の確保など対策を取りながら、町民センター、ふれあい館及びゆきげ館を開放し避難者の受入れを実施したところであります。

これまでの避難所運営の教訓を生かしつつ、今後も、町民の安全を第一に、的確な町民への情報伝達と適切な避難所の運営に努めてまいります。

我が国の経済状況に目を向けますと、観光産業をはじめとして依然として厳しい状況が続いており、国民生活に大きく影響を及ぼしている中で、体調不良による安倍首相の辞任により、自民党の総裁選挙が行われることとなりました。国政に空白期間が生じるのではないか

と懸念されるところでありますが、町では、国の第二次補正予算を受け、今やるべき事業について、効果的によりスピード感を持って取り組めるよう対策を見極め、十分に精査した上で、事業を実施してまいりますので、議員の皆様にもご理解とご支援を賜りますようお願いをし、柳津町が一丸となってワンチームでこの難局を乗り越えてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本議会に提案いたします案件は、条例の制定に関する案件、1件、令和元年度決算認定に関する案件、1件、会津若松地方広域市町村圏整備組合規約に関する案件、1件、会津若松地方土地開発公社に関する案件、1件、令和2年度補正予算に関する案件、10件、教育委員会委員の任命同意に関する案件、1件、仮想基盤サーバー等機器の購入に関する案件、1件、戸籍総合システム・ブックレスクラウドサービスの購入に関する案件、1件、専決処分の報告に関する案件、1件、一般財団法人やないづ振興公社経営状況の報告に関する案件、1件、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告に関する案件、1件、令和元年度柳津町継続費精算報告書の報告について、1件、以上21件であります。

慎重審議の上、全議案議決賜りますようお願いを申し上げます、私の挨拶といたします。

◎陳情について

○議長

日程第5、陳情について。

陳情第4号「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書」を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情書は、内容を具備しておりますので、陳情の趣旨を尊重し、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本陳情書は総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長

日程第6、これより一般質問を行います。

一般質問の前に、議長において申し上げます。

本定例会は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、さきの議会運営委員会での協議決定を遵守して、質問する議員の持ち時間を通常の40分から10分短縮し30分とするとともに、町長及び執行部の本会議場出席については、町長及び一般質問に関わる答弁者といたします。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議をし、町長及び答弁者以外は退場を求めます。（午前10時25分）

○議長

それでは、再開いたします。（午前10時26分）

◇

◇

◇

○議長

通告順により、岩渕清幸君の登壇を許します。

5番、岩渕清幸君。

○5番（登壇）

おはようございます。

ごみの減量化対策について。

会津若松地方広域市町村圏整備組合が平成26年に発表し、その後、数回変更しておりますが、平成28年12月に変更した「循環型社会形成推進地域計画」（第1次計画）というものがあります。それによれば、平成26年からの7年間を計画期間と定め、会津地方10市町村の一般廃棄物の減量化等を進め、「使い捨て社会」から「循環型社会」への転換を進める必要があるとしています。その上で、減量化や再生利用に関する、平成33年、つまり令和3年の目標値を設定しております。

以上のことを踏まえ、1番、町全体の家庭系ごみの排出量及び町民1人当たりの排出量等の推移について把握していると思いますが、ここ数年の傾向はどうなっているか。

2番、町独自の目標値の設定とその達成のめどは立っているか。

3番、住民及び事業者と行政の協働が重要であると認識しているが、どんな取組をしてきたか。

4番、さらなる減量化に向けて、どんな施策を実施するつもりか。

以上4点について、町の考えを伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

5番、岩渕清幸議員のご質問にお答えをいたします。

ごみの減量化対策につきましては、まず、町全体の家庭系ごみの排出量及び町民1人当たりの排出量等の推移は、会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターの実績では、町全体の家庭系ごみの年間総排出量は平成27年度723.72トン、平成28年度は688.79トン、平成29年度713.05トン、平成30年度698.57トン、令和元年度680.44トンとなっており、総排出量は減少傾向にあります。町民1人1日当たりにしますと、平成27年度は547グラム、平成28年度は535グラム、平成29年度は563グラム、平成30年度は573グラム、令和元年度は575グラムとなっており、町民1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向にあります。

次に、町独自の目標ではありますが、令和2年3月策定の会津若松地方広域市町村圏整備組合ごみ減量実施計画において、家庭系と事業系を合わせた総排出量における柳津町の1人1日当たりの排出量を平成30年度の836グラムを令和7年度には723グラムとし、113グラム、率にして13.5%削減をすとしております。会津若松地方広域市町村圏整備組合にごみを搬入している町としても、その数値を目標として進めております。豊かで便利な社会となる一方で、低価格な商品の流通による使い捨ての傾向や、有害鳥獣被害対策のため生ごみの堆肥としての利用ができなくなっている等もあり、目標を達成するには厳しい状況であると考えております。

次に、ごみの減量化の取組といたしましては、ごみの分別やリサイクル推進のためにポスターの配布や広報等による周知徹底を図ってきたところであります。また、リサイクル倉庫の土日の開放や有料ごみ、これは主に粗大ごみでありますけれども、この収集等リサイクルの推進、不法投棄の防止にも努めてまいりました。

さらに、さらなるごみの減量化を図っていくためには、住民に対し昨今のごみ問題の現状を理解していただいて、3R、さらには5Rを推進し、一人一人がごみに対する意識を高め、分別の徹底をお願いしたいと考えております。そのためにも、引き続き、広報等での周知に加えて、現段階では新型コロナウイルス感染症予防及び感染拡大防止のために地区説明会等が開催できない状況ではありますが、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえながら、各地区で集会等での個別説明会を実施していきたいと考えております。あわせて、事業所に対しても、事業系ごみとしての処理及び分別の推進を依頼していきたいと考えてお

ります。

以上です。

○議長

これより一問一答方式により再質問を許します。

5番、岩淵清幸君。

○5番

それでは、再質問させていただきます。

最初に、今ほどいただいた答弁の中身について、やや詳しくお伺いいたします。

まず、第1点目ですが、町民1人当たりのごみの排出量が増加傾向にあり、また、目標を達成するのも厳しい状況であると。さらに、その要因についても触れていますが、要因の一つに使い捨てがあるとしています。これは、町民の意識の改革と併せ、事業所にも協力を働きかける必要があると思いますが、こういった働きかけが有効であると考えているか、お伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

ただいまのご質問にお答えいたします。

ごみの減量化に当たりましては、岩淵議員のおっしゃるとおり、一般廃棄物だけではなく事業系のごみの減量化も併せて重要であると考えております。したがって、事業所への働きかけも必要と考えます。働きかけといたしましては、商工会等の各種会議の際に時間をいただき、事業系のごみについては事業者の対応で処理していただくこととごみの分別の徹底をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

そうですね。まず家庭系ごみと併せて事業系のごみの減量にも取り組まなければならないことは、当然だと考えております。

さらに、答弁書の中でもう1点ですが、3R、5Rの推進の必要について触れられていま

すが、この3 R、5 Rとは一体どういうことなのか。具体的に説明をお願いいたします。

○議長

町民課長。

○町民課長

お答えいたします。

3 R、5 Rにつきましては、循環型社会形成推進基本計画において考え方が導入されたものになります。3 Rにつきましては、リデュース、ごみを減らすことになります。リユース、再利用をすることになります。リサイクル、ごみを再利用すること、この3つのRの総称となります。5 Rとは、今、申しあげました3 Rに加えて、リフューズ、レジ袋などごみになる物を断る、不用な物を買わないこと、リペア、捨てないで修理して使う、この2つが追加されて5 Rとされております。

以上です。

○議長

5 番、岩淵清幸君。

○5 番

ありがとうございます。

それで、私もその5 Rについて調べていったら、最近の情報では、現在、7 R、10R、18 Rというところまで増えているそうでございます。その中身も私も調べてみたんですが、リターナブルとか、瓶とかそういった物を排出した、あるいは、販売した方に返すというようなこととか、レンタルとか、そういった考えも含まれております。こういった18Rに対する町民の理解を深めるためにどんな、結局、周知ということになると思いますが、どういう方策を考えておられるかお伺いいたします。

○議長

町民課長。

○町民課長

今ほど18Rということで18のRがでございます。今、議員がおっしゃったとおり、リフォームとかリバイとかリターン、こういった18のRがでございますが、まずは、経済産業省でも3 R政策として進めておりますので、基本の3 Rについて、広報等で町民に周知し理解をしていただきたいと、このように考えております。

また、学校におきましても、PTAによる資源物の回収や家庭科の授業の中でリサイクル

に関する学習を実施しております。学校で学習したことを家庭で生かしていただけるように、学校とも連携を図り家庭に発信できたらと、そのように考えております。

さらには、町長の答弁であったとおり、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえながら、各地区において説明会を実施いたしまして、ごみの問題の現状と分別の徹底をお願いしてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長

5番、岩渕清幸君。

○5番

ありがとうございます。学校の教育にまでも踏み込んだ答弁、ありがとうございます。私も当初は質問しようかと思っておりましたが、その辺は今回は省かせていただきましたが、触れていただいてありがとうございます。

それで、2つのことが考えられると思うんですが、1つは町民への啓発、もう一つが事業者への啓発ということがなかなか大変になるんだろうと思いますが。循環型社会形成推進地域計画で8つの施策があるんですが、その中の一つとして町民への啓発という項目では、先ほど答弁にあったように、情報の提供や再資源化への理解と協力等が欠かせません。それで、町としてもいろいろな、先ほど商工会の会議等での時間をいただいて説明、お願いしているということもありましたが、町民に対しては、公民館の事業ともタイアップすることができないのかというふうに考えておりますが、これについてはどのようなお考えでしょうか。

○議長

町民課長。

○町民課長

今ほど公民館の事業の中でということ、確かに公民館の中では各種事業を行っております。そうした中で講師を招いて、または、町の職員がごみの説明をすること、そういったことも考えられるかと思えます。ただ、今現在、各種事業の中で少し時間をいただいてごみの話をする、そういったことは今すぐにでも実践できることだと思っております。町のごみの現状を伝え、ごみの減量化のための協力が得られるようにしていくために、公民館の事業と公民館との連携も図りながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

そうですね。公民館の事業とのタイアップも、いろいろ各種教室等やっておりますので、そういったところでの対応もよろしくお願ひしたいと思います。

次に、事業者に対する啓発では、簡易包装推進運動やマイバッグ運動、レジ袋が有料化になっておりますが、この柳津でも、全国的に有料化になりましたが、その後、町のスーパー、あるいは個人商店でマイバッグの持参率というか、それを個人的にお聞きしたんですが、スーパーでは8割程度と。それから、個人商店では2割から3割と。思ったよりも低かったというのが実感であります。さらに、スーパーでお聞きしたところ、お魚なんか入れる透明な薄いポリ袋の消費が非常に増えているというような話も聞いております。

そこで、事業者の理解や協力ももちろん必要なんですが、消費者の意識の向上とマイバッグの習慣化を図るために、期間を決めてマイバッグ持参キャンペーンとか、例えばポイントが有利になるとか、あるいは、町で行っているスタンプ会のシールが余計頂けるとか、そういったようなことをやることによって、キャンペーン等の開催も一つの方法かと思いますが、これについてどんなお考えでしょうか。

○議長

町民課長。

○町民課長

ただいまのマイバッグキャンペーンというようなことのご質問ですが、令和2年7月1日からプラスチック製買物袋の有料化が始まりまして、有料化になる前になりますが、マイバッグ等をいろいろな場面で、例えば、運動会の景品であったり、福祉まつりといったところの景品とか、そういったところでマイバッグという形で配布した経過もございます。しかし、買物袋が有料化になったこともあり、プラスチックごみの減量化を進めるためにも、さらにやはりマイバッグの利用促進が重要であると考えております。

今後、町では、観光PRも兼ねて、赤べこをプリントしたマイバッグを全戸に配布することを計画はしてございます。今後、何らかの形でマイバッグの利用状況等も把握しながら、町民の皆さんに習慣化されるよう、広報や先ほどの公民館事業とタイアップという話もございましたが、そうした機会に周知徹底を図ってまいりたいと考えております。その一つの手段といたしまして商工会と協議をしてキャンペーン、先ほど議員がおっしゃったようなキャンペーンについても、必要あらば実施していきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

マイバッグというのは、やはり習慣だと思うんですね。常に持ち歩く、車に積んでおくというようなことによって習慣化されるのではないかなと思いますので、そういった習慣化に対する働きかけをよろしくお願ひしたいと思います。

次ですが、先ほど触れた18Rの中にもリフォーム——改良して再び使えるようにする——や、リバイ——再利用できる物を購入するというのがあります。フリーマーケットなどで販売されている中古品を購入することも一つの策と考えられております。フリーマーケット開催について、どんな考えを持っていますか。町内の各団体の協力をいただきながら開催するという方向もあると思いますが、考え方をお伺ひいたします。

○議長

町民課長。

○町民課長

ただいまのご質問、フリーマーケット等の開催についてでございますが、最近ではインターネット上での販売やリサイクルショップへの商品の持込み及び学校等でのバザーへの出品等、各個人での対応が多くなってきている状況が見受けられます。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにイベント等は開催がなくなっている状況ではありますが、今後、各種団体と連携を図りながら、バザーやフリーマーケットの開催、または、子供の洋服のリユース、再利用といったものが進められるように、学校や保育所、そういった各種団体と協議をし、そうした機会を協働でつくっていきたい、そのように考えてございます。

以上です。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

それでは、もう1点ですが、再生品の利用についてですが、庁内、役場内で事務用品、コピー用紙やトイレットペーパーなどの再生品の利用はどの程度あるのか、お伺ひいたします。

○議長

町民課長。

○町民課長

庁内での再生品の割合ということで、庁内での再生品の利用割合につきましては、現在のところ、数値的なものの把握まではできていないというのが現状でございます。ただし、庁内で使用しているトイレトーパー及びコピー用紙については、100%再生紙を使用しております。また、ファイルにつきましても、ほとんどが再生紙を利用したファイルを使っております。また、庁内におきまして公文書以外におきましては、コピーの裏面紙を活用し、そちらの裏面のほうのコピー用紙も利用をしております。さらに、不用となった紙につきましては、シュレッダーをかけリサイクルに出すなどを行っております。さらに、ごみの排出削減、分別、リサイクルについて、職員に通知を出して協力をお願いしているところでございます。また、ペットボトルのキャップについても回収を行い、諸外国のポリオワクチンにするために業者へ引渡しなども行っております。そういったものが今、庁内での現状になります。

以上です。

○議長

5番、岩渕清幸君。

○5番

ありがとうございました。柳津役場内は、非常に再生品の利用が進んでいるというように考えております。これが各事業所内でもこの程度まで進んでいただけるよう、ご協力をお願いする必要があるかと思いますが、今後よろしく申し上げます。

これからは質問ではないので、最後の話になりますが、坂下町で「循環型の住みよい環境づくり」ごみゼロばんげを目指してという書類を坂下で出しておまして、ホームページ上で私が確認できたものですが、その中で、民間と事業者と行政というそれぞれの役割というか、そういったものについて触れております。その中で、イベント等を利用した啓発の実施、事業者への訪問指導の拡大、それから、包装容器廃棄物の削減、環境物品等の利用促進などという項目が行政の役割として上げられております。これらをひとつ参考にするのも一つの案かなというふうに考えております。

柳津町の令和元年度の決算書から算出すると、町民1人当たりのごみの処理費は1万円を超えております。さらに、今年は、新型コロナウイルス感染によるステイホームによる家庭ごみの増加に加え、使い捨てマスクや手袋などのコロナごみが大きく増えることも懸念され

ております。さらなる費用の増加が危惧されております。今朝のNHKの7時のニュースの中で、やはり通販やデリバリーなどによってプラスチックごみが増えているという指摘もされております。柳津町でも持ち帰りを推進する補正予算が組まれるようでございますが、やはりそういうときにも、自分の家の家庭の食器を持って行って持ち帰りをできるようなものはしていくというようなことも知らせていただきたいと思います。

コロナの影響で例年になく仕事量が増大し、職員の疲労も蓄積していることは十分理解しておりますが、行政としての役割をしっかりと今後も果たしていただくよう希望、お願いして、質問を終わります。

○議長

これをもって岩渕清幸君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議をいたします。

再開を11時5分といたします。（午前10時54分）

○議長

それでは、議事を再開します。（午前11時05分）

◇

◇

◇

○議長

換気をしますと議場内の温度も上昇しますので、各自クールビズを許可いたします。

次に、磯目泰彦君の登壇を許します。

1番、磯目泰彦君。

○1番（登壇）

それでは、通告のとおり質問させていただきます。

公営住宅についてでございます。

公営住宅は、定住促進、若者定住などに大変有効な施設であります。しかし、その反面、建設費や施設管理、経年による老朽化など、様々な面において町財政へ負担を強いる面を持ち合わせているのも事実であります。

さらに、今後は、新たなる施設の建設が難しくなれば、既存施設の長寿命化や入居率向上をより一層進めていかなければなりません。さらには、入居者の高齢化が進めば、4階建て住宅においては、2階以上への居住に不安を抱える入居者の増加も見込まれます。

そこで、2点について伺いたいと思います。

1、町営住宅における高齢者対策の現状と今後について。

2、柳ヶ丘平屋団地の現状と今後についてであります。

以上、2点について、よろしくお願いを申し上げます。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、1番、磯目泰彦議員のご質問にお答えをいたします。

町営住宅における高齢者対策の現状と今後につきましては、平成24年度に竣工した柳ヶ丘団地2号棟以降の建物は、エレベーターの設置、段差解消、手すりの設置といった高齢者や障害者を抱える方にも使いやすい仕様となっております。

昭和の年代に建てられた大平団地1号棟、2号棟、柳ヶ丘団地1号棟の3棟は、手すりは設置されていますが、エレベーターがありません。これからエレベーターを設置するためには、建物とは別にエレベーター専用の棟の設置が必要となり、常時満車状態となっている駐車スペースや共用スペースをかなり潰してしまうことになるため、設置が不可能な状況にあります。しかし、これまでお住まいだった方の中には、4階に住んだおかげで足腰が丈夫になったとお話をされていた方もおります。車社会の現代において、歩くことがより少なくなり、足腰が弱り寝たきり、そして認知症と進んでしまうこともあります。足腰が丈夫であることは健康で長寿の秘訣と言っても過言でないことから、毎日の足腰の鍛錬になると考えれば、メリットと捉えて入居される高齢者の方も現実いらっしゃるのが現状であります。

なお、公営住宅法では、耐火構造の耐用年数は70年とされていますが、現状は50年程度で建て替えが行われていることから、耐用年数までできる限り延伸を目標とした町営住宅長寿命化計画を柳津町でも平成26年度に策定し、維持改修を順次進めております。中でも、建物本体より配管などの設備の老朽化が顕著で室内の改修となることから、施工するには、入居者がお住まいの状態では困難なために、退去後の住宅や一旦別の空き部屋へ移動してからの改修となりますが、お住まいの状況では難しい高齢者向けの段差の解消や若い方へ向けた室内の構成を変える程度のリノベーションを図ることが可能と思われれます。

ただし、このように住戸改善を施した住宅については、家賃額がこれまでよりも高くなることにもつながりますので、各入居者の生活状況もよく考慮した上で進めていかなければな

らないものと考えておりますが、現在お住まいの入居者の中には、自身で室内に手すりを設置されているお宅もあり、介護保険での設置やレンタル、高齢者に優しい住まいづくりなどの町の補助の活用も可能なため、それらも併用しながら、高齢者の皆様も住みやすい住宅として長く使用いただけるよう、今後も維持管理を進めてまいります。

次に、柳ヶ丘平屋団地の現状と今後につきましては、現在、柳ヶ丘団地には10棟28戸の平屋建ての住宅があり、10世帯が入居しております。空き部屋については、新たな入居者を募集しない政策空き家とし、長屋形式のため、1棟全てが空いた時点で取壊しを行っております。昨年度、入居者の退去に伴い1棟2戸の取壊しを行い、今年度1棟が空きましたので、来年度にはこの1棟4戸の取壊しを行いたいと考えております。

本建物は、昭和40年代の物であることから老朽化も進んでおり、修繕を行いながら使用しておりますが、入居者には高齢者や長くお住まいの方もおり、4階建て住宅などへ移動することになると家賃が数倍と高くなってしまうこともあることから、住める間は住み続けたいという希望もございます。もちろん新しい住宅へ移動されている方もおりますので、今後も、各入居者の希望を確認しながら、空いた棟から順次取壊しを進めてまいります。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

1番、磯目泰彦君。

○1番

ただいま町長から答弁をいただきました。内容のほう、確認をさせていただいているわけでございますけれども、正直檀ノ浦、大平団地というんですか、檀ノ浦と通称言われているところなんです、檀ノ浦団地の1号棟、2号棟、そして、柳ヶ丘の1号棟というのは、確かに建ててから相当数たっているわけでございます。今現在、この建物自体、建設当時から、なかなか外見的にも判断できないんですが、変わっていないような、そんな見方もできるような気がするんですが、町長の所見として、この建物自体、これは変わっていないというような捉え方でよろしいかどうか。町長の所見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

議員が今、おただしのとおり、建設当時と室内の構造、また、仕様等については変化はありません。変わっておりません。

以上です。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

変わっていないということで確認をさせていただきましたので、それをベースに、次に、この後も町長にお伺いするところもございますので、そのときにはよろしくお願いを申し上げます。

課長にお聞きをしたいと思いますが、質問の1番であります町営住宅の高齢者対策についてであります。答弁のほうではなかなか捉えられない部分もございましたので、入居者の高齢化が大変顕著であるということをご承知のとおりかとは思いますが、町営住宅の高齢者対策、これに限定して、課長にもう一度詳細をお聞きしたいと思っておりますので、課長、よろしくお願いを申し上げます。

○議長

建設課長。

○建設課長

ご質問にお答えいたします。

先ほど3棟の構造物、公営住宅が出されましたけれども、現在は手すりという形でついているものの、それは併行に落下防止という柵でございます。今ほど町長から答弁ございました、建築当時の構造についての仕様等どうなのということですが、そちらについては、建てた当時より変更はなく、現在そこに至っているという状況でございます。

以上です。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

町長もお話しのとおり、課長もそういった認識で変わっていないというところで、要するに、対応はしていないというような捉え方でいいのではないかなというふうに思います。それは次の次の質問に行かせていただく内容なので、今は、高齢者に対して、高齢者、入居者というのは、いわゆる俗に住宅弱者というふうに言われているわけでございます。まずは、

現在も入居の条件として保証人ということが必要だとは思いますが、過去にこの保証人が確保できずに入居できなかった、入居を断念したというような事例があったかどうか、この点につきまして1点お聞きをしたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えをいたします。

保証人がなくて入居できなかった方がおられるかという質問でございますけれども、これまでの入居者の中で、知人等も含め、誰かしら保証人をつけまして入居はしております。

以上です。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

保証人については、ある程度確保できているというようなお話でございましたけれども、保証人について、もう少し伺いたいと思います。福島県では、条例を改正し保証人規定というものを廃止したというようなことが報じられましたけれども、柳津町では、この保証人規定という部分を廃止する考えは今後あるかどうか。さらに、今までに保証人から家賃等の補償をしていただいたことはあるのか。この点についてお聞きをしたいと思いますので、お願いします。

○議長

建設課長。

○建設課長

今、おただしの件は2点で、保証人規定の廃止と保証人への請求ということでございますけれども、各県内外の規定の廃止というところで、内容につきまして行っている自治体というところで承知はしているところではございました。当町、保証人規定の廃止はしてございません。

請求につきましては、まずは、完納指導依頼ということで未納が続いた入居者へは指導していただいております。ただ、それでも支払いがなされない場合には、保証人への債務履行、要請書として未納分の支払いをしていただくような要請をしています。特徴といたしましては、未納者は保証人へ話が伝わることを嫌がりますので、完納指導依頼の段階までで大抵は

支払いに応じます。保証人に代わりに支払いをしていただいたという事例もございます。

以上です。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

保証人の方に補償していただいたことも、これはあるということでもいいのかなと思いますけれども、確かに保証人という部分は非常に、今、課長が答弁した内容の中でも、保証人になかなか迷惑はかけられないというような思いで家賃を払いますよというようなところもあるというふうにお答えをいただきましたけれども、保証人については、大変規定によって住宅弱者が増加したのでは、私は、公営住宅の本来の目的から外れるというような考えでおります。一考として、保証人以外として、何か考え方として一考の余地はないかなというふうに思っておりますけれども、そういった一考の考えというところは、何かお持ちであったらその点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

政策として一考の余地ということでのご質問でございますけれども、今現在、やはり保証人の規定があるがゆえに滞納者を極力増やさず、そして、徴収、鋭意しております。また、保証人に行くという、嫌だ、お支払いしますというような現象というのは、非常にこれがあることで徴収の担保になっているのかなというふうに考えております。

今後、町民の平等ということで、入居されている方の使用料を頂くのは必然、もらわなくてはいけないという義務と承知しておりますので、この制度、保証人をつけることによってしっかりと、入居者も安心して住まい、そして、使用料関係についてもしっかりと頂くと、入居料についても頂くということでの制度として今後残していきたいというふうに今現在、考えております。

以上です。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

結局のところ、滞納というところの部分だとは思うんですね、これは。今、課長の力強い

話ではないですけれども。滞納、なるべく少なくする、そして、頑張って徴収するんだと。今後、そういった形で不公平感をなくすというような、そんな答弁であったのかなというふうに思いますので、ぜひともその部分については今後とも、今までの滞納分も併せまして頑張ってお願いをしたいというふうに思っております。

続きまして、前もって課長のほうにもお聞きをした数字について伺いたいと思いますので、パネルを用意いたしましたので、こちらをご覧ください。

パネルのほうなんです、町営住宅の現状ということであります。このパネルについて説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。柳ヶ丘団地や檀ノ浦団地においても、高齢化、高齢居住者が増加傾向であるという数字が、これはお調べをいただいて出ているわけでございます。特に赤い文字で示しました数字についてご注目させていただきたいと思います。

まずは第1点目、特に檀ノ浦団地の1号棟、高齢化比率ということで65歳以上の高齢化率は23.7%、空き部屋はやはりどうしても4階、3階というところに集中をしているというのは、当然数字で今、出ております。

続きまして、年齢分布ではございますけれども、3棟、いずれも10年前と比べましても61歳から80歳の分布のところが増加しているわけでございます。こちらが平成20年で緑のところ令和1年ということで、各61歳から80歳までの方が増えているということが出ております。さらに、居住年数に至っては、先ほどもお話がありましたけれども、最長で40年ということで、これは実に建設当時からお住まいの方もいらっしゃるのではないかなというふうに思います。

どうですか、町長。この数字を見まして、今現在、こういった方々がお住まいになっている、こういった年齢の方がいらっしゃるんだよということで、この数字を見て、率直な意見、町長のご意見をいただきたいと思いますので、一言、よろしくお願ひします。

○議長

町長。

○町長

檀ノ浦1号棟、特に檀ノ浦2号棟につきましては、非常に高齢化が進んでいると。当然、これは建ててから年数がたっておりますので、高齢化が進んで時代が変わってきているんだなど、そういう思いをしております。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

高齢化が進んできた。これは当然のことですね。長く住んでいただければ、やはり一年一年、年を取っていくわけですから。それを鑑みながら、先ほどの町長の答弁の中には、4階は健康で足腰の鍛錬になるというような答弁もあったわけでありましてけれども、私は、これは現実と少々乖離しているのではないかなというふうに考えております。高齢者が日々の買物で荷物を持って飲物やそういった物を持って4階まで上っていくということを、本当にメリットとして捉えている方が私はどれだけいるのかなと。これは疑問でなりません。健康な方であっても、やはり4階まで荷物を持って上がるというのは、私はそんなに楽な話ではないというように思っております。

そこで、これは課長にもお聞きしたいんですが、手すりがあるというふうな答弁であったわけですが、もう一度、その手すりというのは、どこの部分を指して手すりと言われたのか。その箇所だけでもう1回、手すりはここだよというところを、そこだけ答弁願います。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えをいたします。

団地、現地のほうも視察していただいていたのかなと思いますが、玄関を入りまして踊り場から各部屋のほうに入っていくと外伝いの、例えば、時計回りの階段であればその内側、内側に格子といいますか、落ちないようにという防御も含めての手すりがあります。

なお、檀ノ浦団地なんですけれども、柳ヶ丘の2号棟から以降の分については、手すり等は設置してあります。

以上です。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

今の答弁のとおり、私も、手すりというのはどこにあるのかなと。檀ノ浦の団地を見ても柳ヶ丘の1号棟を見ても、手すりってどこなのかなというふうに思ったんですけれども。若者定住、もちろん建てて間もないので、若者定住や柳ヶ丘の2号棟なんかにはついていますが、

本当にきれいに。玄関から入ってすぐについています。でも、手すりという認識というのは、あの若者定住であったり、柳ヶ丘の2号棟であったりする部分のところの手すりだと私は認識をしているんですよ。にもかかわらず、手すりですよという答弁であるということは、これは私は手すりではないというように思うんですけども、そこはもう一度、課長、手すりという認識ですか、あれは。もう一度、そこを再確認したいんですけども。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えをいたします。

建物というところに位置づけたときに、あの部分については、私といたしましては総評、その中の手すりという認識でございますが、ただし、壁伝いではなくて、あくまで踊り場の入ったところから中央部分に関して、落下防止も含めていきますので、縦格子の部分は、あれは手すりでもありというような併用の認識をしております。

以上です。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

手すりということで、押し問答してもしょうがないので、手すりということであれば、次の質問に移りたいと思います。

平成8年4月に福島県人にやさしいまちづくり条例というのが施行されまして、それ以降の建物については、かなりバリアフリーが進んでいったというふうに捉えております。しかし、今も答弁にありましたけれども、大平団地、いわゆる檀ノ浦団地や柳ヶ丘団地には手すりは設置されていないというふうに私は思っております。

そこで、バリアフリーということで考えた上で、公営住宅については、今後、私は必要性が重要視される。これは、やはり高齢者が増えてくれば当然必要なことだというふうに私は思っておりますけれども、この点について、バリアフリー化されていない公営住宅についての今後の考え方、町の考えということはどうのような考えを持っているか。これも課長にお聞きします。

○議長

建設課長。

○建設課長

公営住宅のバリアフリー化はしないのかということでございますけれども、住戸内につきましては、設備の老朽化に伴う改修が必要となります。そちらと併せて段差解消や手すりの設置などを実施したい予定ではおります。

共有部分につきましては、エレベーターを設置するのが敷地上、困難な状況ですので、例えばエレベーターを設置したとしても、階段室の住棟のため必ず踊り場までの階段の上り下りが発生します。このことから、どうしても上り下りが困難な場合なんですけれども、柳ヶ丘の団地、2号棟以降の、先ほどもお話ししましたけれども、エレベーターが設置されている住棟がございますので、1階の部屋など極力上り下りの少ない箇所に入居していただくとか、要望の中になんなんですけれども、そちらのほうについては当町で対応できるものというふうに思っております。

以上です。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

階段については、手すりということで設置はすぐに可能なのかなというふうに私は思っております。その点あたりから早急に進めていただきたいというふうに考えております。

続いて、もう1点なんですけど、入居者自身で室内に手すりをつけている方もいらっしゃるというような答弁もございましたけれども、これは課長、契約上、退出するときというのは、どうしても取り外しが必要になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、その分費用が増加するというような考えでいいのかなどうか。ここも課長にお聞きをしたいと思っております。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えをいたします。

こちら先ほどありました室内につきましては、やさしい住まいづくりの助成を受けていただくなど、町のほうには手厚い補助がありますので、設置していただくことができますよと。そこからなんですけど、撤去いただく際には、原状でこちらのほうに返していただく。次の入居者に求めるものということになりますので、現状としては原形復旧で出していただ

く、すなわち、個人負担はそこにございますということになります。

以上です。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

その分、負担になるということで確認はさせていただきました。今、補助金の話が出ましたので、補助金についてはやはり町長にお聞きをしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

今、柳津町では、支援補助事業として今ほどお話がありました高齢者住まいづくりということで、これは最大18万円の補助が出ます。公営住宅への実績ということで調べたんですが、1件かなというような部分で、大変ごく少数であります。そして、ここ数年ですか、大変町民の方にも喜ばれておりますけれども、住まいづくり支援ということで15万円の補助もあるんですが、これは公営住宅のお住まいの方には適用にならないということでもあります。高齢者福祉の観点や誰もが安心安全で暮らせるまちづくりを目指すべきところではあります。これでは町民サービスに不公平が私は出ているのではないかなというふうに思いますが、町長はどのようにお感じになりますか。

○議長

町長。

○町長

今、議員がおただしの件でございますけれども、補助金を出してまでもやってほしいということは、やはり町としても政策的にぜひ進めていきたいという部分であります。それが、議員おただしのとおり、利用者が少ないという現状であれば、何か使い勝手が悪いんだろうということだと思いますので、この点については、どの辺が制度上まずいのかということもしっかり担当課のほうに精査をさせまして、改めるべきところは改めていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

使いづらいというところ、広報不足というところもあると思うんですけども、ぜひともしっかりここは対応していただきながら進めていただきたい部分ではあるなというふうに

感じております。

バリアフリーとか町民の安心安全な暮らしということで、公営住宅にお住まいの方であっても、これは町民の方であるに変わりはありません。どうか今後とも家賃に反映をさせないように、改修、改善というものを目指していただきたいというふうに強くお願いをしたいところでありますが、ここで、やりますよというふうなお返事はいただけないとは思いますが、ここは強く要望して、ぜひとも来年の予算の中に町長の気持ちを表していただければなというふうに思って、1つ目の質問は終わりたいと思います。

続いて、2問目でございますが、柳ヶ丘の平屋団地についてでございます。これも以前にも質問させていただいたところなんですけど、実際のところ、政策空き家ということで今やっているわけでございますけれども、これも空き次第、順次解体ということで、この方針は本当に分かるんですが、建築時期がさすがにやはり昭和43年から昭和48年ということで、あの建物自体でもう50年近く経過をしているわけでございます。住まわれている方の生活ということもありますし、もちろん家賃の問題もあると思うんですけど、やはりここは、まずは入居の方々のもちろん希望を確認するというのは当然のことなんですけど、これから町の考え、こういうものを考えているんだよ、こういう方向性もあるんだよというようなところも付け加えながら、私は入居者の方々とやはり話をしっかりしていただきたいというふうに思っておりますけれども、今後、せつかくあれだけの土地があるわけですよ。もったいないですよ。なので、やはりその先の考え、土地の有効活用、こういった部分、先ほど同僚議員からも話がありましたけれども、子供が増えれば公園も必要だということもあるでしょう。そういったところも土地の有効活用ということで何かお持ちであれば、そのところを少しお聞かせ願って私の質問を終わらせていただきたいと思いますので、最後の1問だけよろしく申し上げます。

○議長

町長。

○町長

入居者が退去した住棟、これから順に解体をしていくために、なかなかまとまった面積というのは、すぐに出てこないというのが現状であります。ただし、広いスペースがもし取れるようになれば、今、議員おただしのように、近くに子育て世帯向けの住棟もできました。これから子供も増えてくるということでございます。遊具のある公園スペース、また、遊び場設置も必要と思われますので、考えております。一貫して、あの一带は町営住宅エリアと

考えていきたいと思えます。

また、町民の間からは、戸建て住宅を希望するという声も非常に強くあります。ですから、私としては、木造の戸建て住宅を増やしていくということも積極的に考えていきたいと思っていますところでもあります。

以上です。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

終わります。

○議長

これをもって磯目泰彦君の質問を終わります。

次に、新井田順一君の登壇を許します。

2 番、新井田順一君。

○2 番（登壇）

皆様、こんにちは。

私からは、提出のとおり、柳津町における現在計画、進行中の事業の取組について質問させていただきます。

コロナ禍の影響であらゆる事業や行事が中止や延期を余儀なくされ、先の見通しが不透明な中、柳津町においては「柳津町歴史的風致維持向上計画」、「JR 只見線の全線再開通」、「只見柳津県立自然公園の越後三山只見国定公園への編入」など、コロナ禍の中、将来有望で希望の持てる大きな事業を計画及び参画しようとしております。柳津町の歴史に残る一大事業と認識しております。

そこで、町はどのような組織体制でこの事業に取り組むのか伺います。また、これらの事業により町が抱える諸課題解決に活用できないか、併せて考えを伺います。

以上です。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

2 番、新井田順一議員のご質問にお答えをいたします。

町における現在計画、進行中の事業の取組についてであります。歴史的風致維持向上計画策定に当たりましては、庁内において副町長を中心に関係課の班長6名をメンバーとし、現在、アドバイザーの意見などを取り入れながら協議を進めているところであります。

J R只見線の全線開通につきましては、県の只見線再開準備室が中心となり、只見線沿線の市町村が行う利活用事業や環境整備事業の取りまとめを行い、さらに県の事業としても沿線の景観形成事業等を実施しております。

県立自然公園の国定公園への編入につきましては、県の自然保護課と町の担当課において編入計画の策定を進めるため、新たな区域となる住民の方々への説明会等を現在実施しております。

町としましては、多課に及ぶ事業を実施する場合、今までどおりプロジェクトチーム等を組織して取り組んでまいりる考えであり、現在、来年度からの機構改革に向け協議を進めておりますので、事業の増加が見込まれる課に対しては職員を増やすなど、適正な職員配置を実施してまいりたいと考えております。

今後、これらの事業を行うことにより、町が抱える諸課題解決に活用できないかとのことでございますが、歴史的風致維持向上計画策定を実施することにより、町なかの活性化や景観形成、文化資源や観光資源の磨き上げがなされ、町民の意識向上にもつながり、震災以降落ち込んでいる観光客の誘客にもつながると考えております。また、只見線全線開通や県立公園の国定公園への編入により、只見線沿線及び只見川周辺の支障木の伐採、フォトスポットや只見線を望む展望台等の景観整備がなされ、町が抱えている諸課題の解決につながるものと考えております。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

2番、新井田順一君。

○2番

ただいま町長からご答弁をいただきました。答弁によりますと、いわゆる多課に及ぶ事業は今までどおりプロジェクトチームを組織して取り組むとのことですが、私の記憶によりますと、柳津町も今回と同様な大きな事業が行われた時代がございました。それは、戦後から間もなく高度経済成長の続きで、例えば日本列島改造、あるいは、国民の所得倍増計画と。そういう計画の下、柳津町においては、B & G海洋センターの誘致、あるいは、八

坂野、鶉巣地区の工業団地における企業誘致、あるいは、柳津温泉スキー場の開発、それから、西山の地熱開発による東北電力の発電所の建設等々があった時代がございました。その時代にはその時代なりの行政の対応があったかと思いますが、企画課という課を新設してそういう事業に当たったというような私の記憶がございます。

今回、新聞によりますと、只見線は工事が遅れて1年ほど再開通が遅れるというような話もございますし、また、いわゆる歴まち計画、略してですね、これにつきましては、計画自体が10年かかるという計画でございます。そして、せんだって北塩原で開催された磐梯朝日国立公園の70周年記念事業、この場におきましても、県と環境省は、震災と原発以降、全国に先駆けて環境立県を目指していた本県にとっては、環境省の支援は非常に力強いと。そして、そこには当然、柳津町もその公園の一部として参加するという協議会が発足されるというようなことで、これは非常に心強い限りでございます。

そして、さらに、まだ調査の段階にも入っていない大きな事業も控えているかと思いますが、それらを町長は、私は歴史に残る一大事業であると認識していると申し上げましたが、町長はどのようにお考えかお聞きいたしたいと思います。

○議長

町長。

○町長

今、新井田議員おただしのおり、大変今、柳津町、大きなプロジェクトを抱えております。先ほどの答弁で、今現在はプロジェクトチームを組織して当たっているという答弁をいたしましたけれども、来年度から柳津町役場内の組織機構を改革しようということで今、動いております。その大きな柱となるものは、企画財政班という班が総務課に今ありますけれども、企画と財政を一緒にしては、まさにブレーキとアクセルを一緒に踏んでいるようなものだというご指摘をいただいた中での機構改革となるわけであります。

当初、私は、企画と財政を切り離せば一定の効果が期待できるというふうに考えておりましたけれども、今となっては、柳津町のこれからの町の方向性というものもはっきりと見えてきておりますし、そこに至るまでの手段、事業というのも明確になってきております。ですから、これからは、よりこういったものを機動力を持って、スピードを持って推進をさせていかなければいけないというふうに私も強く思っております。したがって、今言った企画部門、それを既存の課の一部の部署とするのではなくて、権限と責任を持った別個独立の部局、新たに創設をするようにということで担当職員の皆さんには検討に入るように指示をし

たところでございます。

ですから、来年度以降は、そういった企画調整、あるいは、企画開発、新たな大きな部署の中で大きなプロジェクトを進めていく、強力に進めていくということで考えております。

以上です。

○議長

2番、新井田順一君。

○2番

私が予想していたといいますか、答弁書で予想していた内容では、何か力強さがないとか、それから、今年の6月から1年余り経過した小林町政、ここに小林カラーが一体どこにあるんだろうなというような、言われる町民もおられました。今の言葉で、町長の企画部門を新たに設置するというような、こういう力強い言葉は、いよいよ小林カラーが出てきたなと私は非常に歓迎しておりますし、評価いたしたいと思っております。

そこで、ただ、今、町長の答弁からありましたように、スピード感という、町長の口癖のようにしているスピード感でございますが、このスピード感をこの事業にぜひとも盛り入れてほしいといいますか、付け加えていただきたいんですが。それは、私が一番懸念しているのは、人口減少です。いろんな事業をやっても、人がいないのでは何のために、せっかく苦勞したり、あるいは、県あるいは国の力をお借りしても、そこに経済効果とか教育の効果とか、そういうものが表れなければ何かむなしと、そういうふうに思っております。

我々柳津町以西が奥会津と言われてはいますが、その中で、本当にもう高齢化率といえますか、それがもう6割というようなところで、じゃあ、やってくださいと言われてもどうするのというようなものが問題だと思うんですよ。私も只見線の応援に携わっていますけれども、民間として。じゃあ、いろいろやれやれと言うけれどもどうしたらいいのと。私はもう高齢化よとか、そういう場所もあるわけなんです。それに変わって、この柳津町はまだ余力があるといいますか、したがって、柳津町はこの奥会津を引っ張っていくリーダー的立場にならなければならないのではないかと、このように思っておりますが、町長はいかがでしょう。

○議長

町長。

○町長

私も、人口減少、高齢化については、全く同じ意見を持っております。ただ、本当に今な

ら間に合う、すぐなら間に合うという思いでありますので、とにかくこれからの事業展開というのは、本当に間髪入れずに進めていく、強力に進めていく必要があるという判断から、先ほど答弁した企画調整開発部門を別個独立なものにしていくと、責任と権限をしっかりと持っていただくというようなことで進めようと決意をしたところであります。

○議長

2番、新井田順一君。

○2番

大変力強いお言葉をありがとうございます。

そこで、今の答弁で私の今回の質問はもう9割方決まったようなものですがけれども、さらに質問を用意してまいりましたので、これからの取組について、私の考えももちろんあるんですがけれども、それがいかなものか町にお尋ねしたいと思っております。

それは、7月18日、役場前に大きな赤べこのオブジェが完成して披露されました。これはこれで本当にすばらしいと思っております。ただ、できたから完成でいい、みんな見てくださいよと。これだけでは、私はちょっと物足りないんです。今回の私の質問は、タイミングとテクニック、それから、ピンチをチャンスにと、これをキーワードにして質問をさせていただいております。

実はあの赤べこを見て、ちょっと残念だなと、ちょっとというか非常に残念だなと思うのが、あそこに赤べこの由来を書いた板とか、それがありませんね。そして、そのほかに、円蔵寺とか道の駅とかにもありますけれども、赤べこはあるんですが由来は設置されていないと。それで、役場前にあるのは、赤べこ発祥の地ということで大きく書いてあります。それをもっともっとアピールしないと、柳津町というものが出てこないんですね。

NHKのあさイチの部屋のインテリアにも赤べこが毎日乗っていますし、テレビにも毎日放送されています。そして、テレビ番組のケンミンSHOW、あそこでも赤べこはテレビ放映されております。そのほかにいろんな旅番組でも紹介されておりますけれども、赤べこと言えば、ああ、会津若松かとか、福島県の民芸品赤べこ、そういうのがもう世間に広まっております。

そこで、私は、あの赤べこをチャンスに生かしたいんですね。今、こういうコロナ禍で非常に世間も暗い状態、先の見えない状態が続いておりますけれども、これをチャンスに変えるには、会津の赤べこ、これでもまだ足りない。福島県の民芸品赤べこ、こういうことで既に名前が売れているわけでございます。これを利用して、福島県といえば赤べこ、こうい

うスタイルを積極的に取っていくべきだと。それは福島県が、今、コロナ禍であるの由来を見れば、天然痘でいわゆる疫病に打ち勝った、身代わりになってくれたと。こういう由来をつけて県と、福島県、もうあなた方の県の民芸品なんですよと。柳津ばかりじゃないですよということで、まずは県内の道の駅とか駅とか観光施設とかにこのオブジェを、できれば県の予算ですよ、財政的なものがありますので、県の予算で設置していただいて、そこには必ず柳津が発祥の地ですよと。そして、災害に遭わないためにあわまんじゅうという土産物がありますよというような由来板を設置してみたらどうでしょうかと。そして、それが、今、自然災害が非常に多いんですね。そこに災害のときも助けに来てくれる、そういう赤べこでもあるわけです。この由来を書いて被災地にお見舞いとしてあのオブジェを作ったり、あるいは、看板を設置したりして、そして、全国の人にお見舞いをしながら、柳津町のPRもするというような構想を今、こういうピンチなときですから、チャンスに変えるにはこういう方法はどうかと。

私は、この間オブジェが設置、完成して、町長が新聞に載った写真を見て、このままで終わらせてはいけないよなというふう感じた次第でございますが、県とのタイアップを兼ねて財政的に支援をしていただきながら、柳津のPRをします。こんな考えは、検討の価値があるかどうかお伺いしたいと思います。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで休議します。

回答は、答弁については再開後とします。

再開を午後1時といたします。（午後0時03分）

○議長

議事を再開いたします。（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

○議長

引き続き、2番、新井田順一君の再質問に対する答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

2番、新井田順一議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員さんからもありましたとおり、今、福島県におきましては、まず赤べこ、県の

代表の民芸品として県内外、また、海外にもPRしてありまして、また、世界でもご存じのとおり、震災復興のシンボルという形で赤べこをシンボルとして県も進んでいるところでございます。

先ほどご提案ありました赤べこを県内の道の駅、または県境、県内の道の駅または駅に設置して柳津町の赤べこ伝説発祥の地としての看板も併せて設置を検討してみてもどうかということですが、町としましても、現在、赤べこ伝説発祥の地としまして県外、また海外におきましてもPRを強化してきたところでございます。そのような中で、今後、県のほうにも提案、このような提案はいかがかという形で働きかけを行っていきたいと思っております。

また、役場前に設置されました赤べこモニュメントでございますが、こちらにつきましても、今現在、赤べこ伝説発祥の地としての看板のところを製作中ということで、今すぐではないんですが、今、製作の段階に入っておりますので、でき次第設置というような形で今現在進めております。

そのような形で進めていきたいと思っております。

○議長

2番、新井田順一君。

○2番

積極的に進めていきたいというような答弁と解釈をいたしました。

実は、これを私なりにいろいろ調べたと申しますか、その根拠と申しますか、根拠ではないんですけれども、実は福島県の二本松に、固有名詞を言っているのか分からないんですが、言ってしまいますけれども、大七酒造という酒屋さんがあるんですが、皆さん、我々の年代、東北線を東京とか仙台に利用した年代はよく分かるかと思うんですが、その線路沿い、あるいは国道沿いから山に見えるのが、白い大きな看板。これは皆さん、年代によって分かりませんが、それがあつたと。それは昭和10年ごろから始まったそうです。社員手作りで始まったそうなんですけれども、それが一辺6メートルあるんですね。6メートル。それを社員が背負って山に持って行って設置をしたというような話を聞きました。当時と申しますか、それを発案したのが第八代目の当主さんであったそうでございますが、その当主さんは、社員に何でもこういうことをするのかと尋ねられて、こう答えたそうでございます。「いいか。私は、酒を売るんじゃないよ。名前を売るんだよ」と言われたそうでございます。

私は、それを聞きまして感心したというか、ああ、なるほどなと思ったわけなんですね。

今、課長から答弁ありましたけれども、赤べこを民芸品と売るんじゃないよと。福島県、あるいは会津、柳津町、こういう名前を売るんだよということだと思っただけなんですね。これをぜひ、町長さんをはじめこういういわれを職員の方も見習ってというか、非常に参考にさせていただければなということでご紹介しておきます。

今後、来年オリンピックもあります。コロナ下で選手あるいは役員、その他の方が海外から大勢来られます。だけれども、やはり心配はコロナ感染症だと思っただけなんですね。そういうところの競技場とか、そういうところに赤べこがあって、一体これは何なんだというふうに興味を持っていただいて、これは皆さんの感染を守ってくれる福島県の牛なんですよと。そんなふうになれば、これが、先ほど答弁ありましたように、海外にまで広まっていくということであれば、本当にその発祥の地が柳津だということが伝われば、非常にこれは素晴らしい町の宝になるのではないかなと思いますので、ぜひ積極的にご検討をいただければなと、このように思います。

そして、次の質問に移りますが、これも赤べこに関することでございます。喫緊といえますか、急ぎの課題でございますのでこの場でお尋ねしたいと思いますが、来年はご承知のとおり干支は丑でございます。9月1日に日本郵便のほうから来年の年賀状の干支、その中でも全国版、全国版というのは北は北海道から南は沖縄まで、あるいは、小さな島嶼、島々の郵便局でもこの年賀状が発売されるわけでございます。これがその見本といえますか、ご覧になったかと思えますけれども、ちょっと見にくいかもしれませんがこういう拡大で、梅と赤べこというようなタイトルで、この説明には会津地方の民芸品ということで紹介されています。

私は、やはり先ほどの赤べこのいろんなところに設置するというような発想を持って、これをああ、赤べこか、年賀状が赤べこかと。何か活用方法ないかなと考えました。実は、この赤べこの隣、どこでもいいんですけれども、ここに多少スペースがあるわけなんですね。これを先ほど来言っていますように、ここに赤べこの由来をプリントしてもらったらどうかと。プリントアウトしてもらったらどうかと。それを町役場のホームページにいわゆるソフト、それをつくって載せて、年賀状作成の場合にはぜひともこの横に由来を載せていただけないかというような案内を出して、そして買っていただいた方には、もちろん無料で町の内外、町内外問わずに町のホームページにアクセスすれば年賀状で赤べこの由来がプリントアウトできますよというようなことを、もう9月ですから、10月29日に年賀状が発売に

なるそうでございますから、これはお金がかからないと思うんですね。ソフトを立ち上げれば、今、民間で出している年賀状ソフトと同じようなものですから、それを町で作成して大いに使ってもらおうということで、これも町のPR、赤べこのPR、柳津町のPRにもなるというようなふうに私は考えました。ぜひ、こういう情報というのは意外と早く漏れるというか、伝わりやすいので、よその市町村で、いや、赤べこはこっちのあれなんだよとか、そんなふうにされてしまうとせっかくのあれが無駄になってしまいますので、赤べこの発祥が柳津なんだということが分かるように、ぜひ早めに、今日、明日にでも私は作っていただいてメディアにでも発表していただければ、これは柳津のものだなど、PRになるなというふうに考えますが、その辺はいかがでございましょうか。町長、いかがですか。

○議長

町長。

○町長

ご提案いただきまして、ありがとうございます。その年賀はがき、全国版で赤べこが使われるということで、これが実現できれば、さっき言われた名前を売ることには非常に役立つことだと思います。細かなことについては担当課に検討させたいと思いますので、担当課のほうに詳しい答弁、細かな答弁はさせたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

2番、新井田議員さんにお答えいたします。

今の梅と赤べこですか、その隣にスペースが空いているということで、そういった部分、データ、課内におきまして、地域おこし協力隊等の協力も得ながら、作成してみたいなど。それをホームページ、あと観光のホームページもございます。また、協力隊のフェイスブック等もございますので、そういった中、SNSも活用しながら、できますれば柳津町民の方に使っていただいて、それを印刷していただいて年賀状を出すというような形ですと、大変全国にPRできるということだと思いますので。また、観光関係者の方、代表者いろいろ、町もちろんあるんですけども、そういったところに出す場合なんかも、そういった柳津発祥の地だよという部分を印刷して出すことは可能だと思いますので、やっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長

2番、新井田順一君。

○2番

以上をもちまして、私の今日の質問、持ちネタ、終了いたしました。今後とも、職員の皆さんはじめいろんな発想を持って仕事に当たっていただければなというふうに感じている次第でございます。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

これをもって新井田順一君の質問を終わります。

次に、松村 亮君の登壇を許します。

6番、松村 亮君。

○6番（登壇）

それでは、質問させていただきます。

1、コロナ禍における町民のプライバシー保護について。

去る8月19日、皆様ご承知のとおり、会津管内で初の新型コロナウイルス感染者が記録されました。いよいよ「withコロナ」のフェーズとなり、コロナとの共存を基本線に対策を講じていく必要があると考えております。

昨今、感染症そのものの恐怖よりも、風評、誹謗中傷といった人間が引き起こす被害に対する恐怖が取り沙汰されており、ある種の社会問題にさえなっていると認識しております。これは決して対岸の火事ではなく、当町においても今後起こり得る事象にあり、危機感を持って臨む必要があるのではないかと考えております。

そこで、以下について質問をいたします。

1、万が一、当町に感染者が出た場合のプライバシー保護について、町の考えを伺います。

2、初の感染者が出た場合、町としてはどのような形で公表するのかを伺います。

3、感染自体は偶発的に起こり得るため誰の責任でもなく、当然、誹謗中傷などされるいわれもないと考えます。そういった中で、町民の安心・安全を守るというのは自治体の責務であると思うところから、このようなことが起こり得ると想定をし「町としてどのように町民を守ることができるのか」ということについて考えを伺います。

2番、地域おこし協力隊の現状と今後について。

昨年、令和元年9月開催の議会定例会において同様の質問をさせていただき、大変前向き

なご回答をいただいたと記憶しているところでございます。あれから1年たちましたが、進捗確認ということで以下の質問をいたします。

1、現在の隊員数と経過年数。従事している業務と担当課、新規の募集について伺います。

2、本件に関し町として体系的に取り組むべく「総括的な窓口」の必要性について、総務課長、地域振興課長から答弁をいただきましたが、現在、そのような形が見受けられないと認識しておりますが、その点について伺います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

6番、松村 亮議員のご質問にお答えいたします。

コロナ禍における町民のプライバシー保護につきましては、県内で新型コロナウイルスの感染者が継続して発生しており、会津においても8月19日に初めて感染者が確認され、現在まで17名となっております。感染者が継続的に発生していることで、ウイルスへの恐怖や不安から、感染者、濃厚接触者、医療・介護従事者等、さらには、その家族に対する偏見、差別や感染リスクが高いと考えられる業種や事業者への心ない攻撃などが問題となってきております。

福島県での感染者等に関する情報を公開する際には、個人が特定されないよう情報提供しており、また、プライバシー保護についても、併せて報道機関や県民向けに注意がなされているところであります。

本町においては、現在まで感染者は確認されておりませんが、町民の方から様々な事実に基づかない情報が出ていることも承知しております。福島県からは、町へ個人情報の提供はありませんが、偏見や差別につながらないよう、情報については管理を徹底してまいります。

次に、初の感染者が出た場合に町としてどのような形で公表をするかにつきましては、感染者の確認、調査、対応については、全て会津保健所が実施することとなっております。町では、保健所から町民が検査を受けた情報、その後の結果の連絡が都度来ることとなっておりますので、その指示に従い対応することとなります。町での公表は、町民の皆様の安全を最優先に考え、会津保健所の指示に基づき、個人情報に配慮し正確な情報を迅速に可能な範囲で公表する予定であります。

次に、誹謗中傷などの町の対応につきましては、このウイルスは誰もがかかり得る、感染するリスクがあるウイルスであります。症状がない方もおられるわけですので、そうしたことを含めて、ウイルスに関する認識を広く理解してもらえよう啓蒙活動し、感染症予防・防止対策を実施してまいります。

次に、地域おこし協力隊の現状と今後につきましては、現在の隊員数は4名で、それぞれの分野で活躍をしていただいております。経過年数は、勤務2年目が3名、1年目が1名となっております。従事している業務につきましては、鳥獣害対策業務、赤べこ制作業務、地域アートプロジェクト事業にそれぞれ就いていただいております、担当課は、地域振興課と教育課に所属しております。新規の募集状況につきましては、農業後継者を募集しておりましたところ2名の方より応募があり、来年度より採用予定となっているところでございます。

次に、地域おこし協力隊に関する総括的な窓口につきましては、今年度より会計年度任用職員の身分となったことから、総務課で職員管理を行っており、年度初めに辞令を交付し、勤務条件などについて説明を実施しております。また、地域おこし協力隊の活動内容について、特集を組み町広報紙で活動内容の紹介をしておりますが、各業務の管理につきましては、各課で行っている現状であります。

次年度に機構改革を予定していることから、総括的な窓口の設置に向け段階的に業務の一本化を図っている途中であり、今後、各課で行っている地域おこし協力隊の募集についても、一括して募集できる体制を取ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

6番、松村 亮君。

○6番

今ほどの町長の答弁の中で、町民の方から様々な事実に基づかない情報も出ていることについてお話があったと思いますが、大変嘆かわしいなというふうに思っております。町民の皆様の中の心配事というものの大部分は、やはり当町での第1号にならないようにというのを非常に危惧されている、不安視している方がいっぱいいらっしゃるということもありまして、今回の質問をさせていただいております。

再質問でございますけれども、まず、そもそもですが、人権について、地方自治体が関与し取り組むものではないのではないのかというような論調があるかとは思いますが、その点

について町の考えを伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

松村議員のご質問にお答えいたします。

人権についてということなんですけれども、町にも人権擁護委員という者がおりまして、町には3名の方がおります。そういった中で、毎年人権相談というものもやっておりますけれども、これもコロナの影響で今年についてはまだできていないという状況でございます。今後については、状況を見ながらということで担当課から聞いておりますので、町としてということにはちょっと難しいのかなと思いますので、その辺は県のほうでも、コロナに関しまして誹謗中傷といった窓口を今日設置したというような情報がありましたので、そういったことで町としましては、町民の方へ町のホームページとかメール、そんなことで周知をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

なかなかタッチしづらい部分であるというものに関しては、私も十分理解をしているところであります。

手元に資料がありまして、兵庫県の明石市というところは、実は人権推進課というものがありまして、ここ数年で非常に人権問題に取り組んでいるような自治体があるという事実が世の中の的にはありますので、まず自治体としてもどこまで触れるかは別として、人権問題について考え対応していくというのが、現在の世の中のスタンダードになりつつあるのかなというように認識をしております。

少しコロナから若干外れますけれども、明石市がやっている一例としましては、養育費の取決めのサポートというのをやっていたりします。直接自治体が関与するわけではないですけれども、そういった問題のサポートというのを自治体が積極的に行っている事例もありますので、こういったものに関してはアンテナを張ってしっかり注視しておいていただきたいと思っております。

国の情勢に関して申し上げますと、法務省のほうで6月2日の法務大臣閣議後記者会見の中で、やはり誹謗中傷に対する一言がございます。そして、それに対しての対策プロジェクトチームの設置というのを国としても明言をしているところでございます。やはり感染症に関する誹謗中傷というものの深刻な被害は社会問題化しているというところの認識が国にもありますし、これらに対する早急な対策が必要であるというところまでを明言しておりますので、当町としても可能な範囲で組織づくりをお願いしたいなと思っております。

ここで、私のほうから質問かたがた、一つご提案がございます。福島県の中には福島県弁護士会というのがありまして、その中に人権擁護委員会というような委員会が設置をされております。これは、県内の自治体では現段階では例を見ないと思いますけれども、こういった法的な権力を持つ、有するような団体と提携をするようなこと、何を言いたいかといいますと、今回のキーポイントとしましては、抑止力というのを持っておく必要があるのではないかというふうに私は考えているところでございます。人のうわさ話というのは、人が生きている以上、絶対なくなるはない。それを規制することは難しい。なので、それを抑止する手だてというのが必要ではないかなと思っておりますけれども、こういった弁護士会などの提携などに関して、もし町にお考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

弁護士会等との提携ということでございますが、今のところ、そういった考えはございませんけれども、人権に関わることでありますので、担当課のほうとも相談しながら、可能かどうかを含めて今後、協議していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

今後の検討ということで、ぜひ前向きに考えていただければと思っております。

また、先ほどの町長の答弁の中で、町民の皆様の安全を最優先に考え、会津保健所の指示に基づきというようなお話があったかと思っておりますけれども、私は、これに関しましてはある意味二律背反であるなというふうに感じております。保健所というのは、基本的に教科書、台本にのっかって機械的に事務的に仕事をする機関であるかなと思っております。ともする

と、ルールに沿ってやった、それ以外に関しては関知できないような結末になるのが容易に想像できると思っております。当然でございますけれども、保健所というのは、人を裁いたり罰則を与えるような機能であったり機関ではないというように考えていますので、町民の安全を最優先に考え、プライバシー保護という観点から対策を講じる場合に、会津保健所の指示に基づきというのは何かちょっとあべこべな気がしているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

ただいまのご質問の件でございますが、プライバシーの保護ということでございますけれども、誹謗中傷の度合いにもよるかと思うんです。例えば、コロナに感染した方に対して家に貼り紙を貼ったりとか、ペイントしたりとか、そういったようなことであれば、当然町のほうで取締りはできませんので、警察とか法務局あたりの管轄になるのかなということではないでいければと思います。

また、そういったうわさ関係につきましては、町としては誰がということは把握が非常に難しいと思っておりますので、そういった方に特定できれば注意等はできるかと思うんですけれども、なかなか難しいのかなというふうに考えております。

以上であります。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

なかなか非常に難しい質問であるなというふうに感じております。今回、抑止力の必要性ということをお話しさせていただいておりますけれども、誤解がないように申し上げたいと思っておりますけれども、抑止力をもって人を裁くことが本望ではない。今回の質問の意図としては、やはり被害者を出したくないのはもちろんのことですけれども、この町からそういう加害者というものも出たくないなと思っているところでございます。事なきを得ればそれが一番いいのではないかなと思っております。そういったことを考えて、今後のプライバシー保護というものに関して取り組んでいただければなというふうに思っております。

弁護士だの警察だのということで、少し物騒な話でお聞き苦しい点もあったかとは思いますが、町民をやはり広い目で見れば、好き嫌いもあるとは思いますが、一つの

家族だと私は思っております。その家族の安全を守る、それはやはり町にしかできないかなというふうに思うところもありますので、この質問に関してはこれで終わらせていただきますけれども、そういったことに強く留意をしていただきまして、今後の対策、対応に応じていただければなというふうに思っております。

引き続きになりますけれども、2番目の質問、地域おこし協力隊の現状と今後についてということでございます。最初の質問に関しては、昨年の議会と同様の質問をさせていただきました。2番目のところが本題なわけなんですけれども、総括的な窓口というのがいまだに設置をされていませんねというところの中で、なぜ1年前にそういう話が出たにもかかわらずこの1年間でできなかったのかという点についてお伺いをしたいなと思っております。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

総合的な窓口、総務課でできなかったのかということでございますけれども、コロナの影響もありますけれども、昨年度から機構改革というような話もありまして、その中で担当窓口をはっきりしていこうということでもありますので、現在、機構改革に向けて取り組んでいるところでありますので、ご了承いただければと思います。

以上であります。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

ありがとうございます。こちらの答弁にもあると思うんですけれども、次年度の機構改革を基軸にそういったものを前向きに進めていくと。この1年間はその準備期間であったというような解釈をしていきたいなというふうに思っております。

再三、こういった地域おこし協力隊のお話を出させていただく中で、今、福島県の内堀県知事が筆頭になりましてF I T、つまり、福島、茨城、栃木の県境の協力隊のフェスを今秋に計画をされております。コロナ禍になりまして計画どおりに進むかどうかは知る由はないんですが、何を申し上げたいかといいますと、福島県内でも相も変わらず地域おこし協力隊というものに力を入れていくんだよというようなメッセージとも取れるかなというふうに解釈をしております。

この町は、私も渦中の一人でありましたのでよく理解しているつもりではありますが、非常に地域おこし協力隊の受入れとして適している自治体であるなということがありますので、あとは町がやはりしっかりと計画を持って、やはりそういうところに外部人材を登用していくというような方向性を持って臨んでいただきたいなというところで、再三再四お話をさせていただいている次第でございます。

昨年の10月、もしくは11月の全員協議会の場で、これは再質問になるんですけども、協力隊とそれを管轄する担当課で定期的なコミュニケーションの場を設けたほうがよろしいのではないのでしょうかというようなお話を出させていただきまして、私の記憶であれば、その当時、やはり取りまとめをしていただいている議長のほうからも、いいことであれば進めていくようにというようなコメントを頂戴したように思っておりますが、これに関しても、いまだに実施している様子が見えないなど。先ほどの総括的な窓口に関しては、庁舎内全体の機構改革という理由があったかと思うんですけども、これは担当課でも実施できるレベルの話だと思うんですが、実際これは実施されているものなのかどうかを伺います。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

担当課と地域おこし協力隊とのコミュニケーションの場ということでございますが、本来というか、昨年度、令和元年度、協力隊の報告会というものを予定していたんですけども、それもコロナウイルスの関係でできなかったということもありますけれども、担当課と協力隊の間でのそういったコミュニケーションの場ということでは、正式にそういった場を設けてではなくて、内部でやっているものというふうに私のほうでは解釈しております。

以上であります。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

公な感じでやっていないと。日々のデイリーの業務の中でもコミュニケーションは図れるとは思いますが、そういう中で少しずつやってらっしゃるというようなお話かなと。あとはコロナの関係もあって報告会ができませんでしたよというようなところだったと思います。

答弁書の中で、活動内容については町の広報紙で特集を組んだりというようなこともして

いただいているようですので、これは引き続き、町民の皆様への理解を促すというような意味でも続けていただきたいと思いますと思っております。

総括的な窓口の必要性については、町当局も理解をしておりますので、何を言及することでもないと思っております。思っておりますけれども、地域おこし協力隊という制度の慢性的な課題、どこの自治体も全国的に引っかかっている課題というのがありまして、担当職員の変更に伴う扱いの変化というのが大きな問題になっています。そんなことがやはりあってはならないと思いますので、総括的な窓口、本当に強く要望していきたいと思っております。

最後になりますけれども、今回の質問に関しまして、外部人材の有用性というのを最大限に引き出していくことというのが、この柳津町にも大きなメリットをもたらすものと確信しております。そういったところで、小林町長はじめ町の皆様にぜひ地域おこし協力隊、積極的にその事業を動かしていただきたいというふうに思っております。

私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長

答弁は。

○6番

結構です。

○議長

これをもって松村 亮君の質問を終わります。

次に、鈴木吉信君の登壇を許します。

9番、鈴木吉信君。

○9番（登壇）

今回は次の1点について質問いたしたいと思えます。

自動体外式除細動器について。

町として各公共施設に、また、希望される地区に対し除細動器を設置された経過がありますが、現在の管理状況はどうなっているのか。特にパッド及びバッテリーの交換については、どのように対応されているのか伺いたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

9番、鈴木吉信議員のご質問にお答えいたします。

自動体外式除細動器につきましては、地域における医療供給体制の整備及び生活の安心を確保するとともに、緊急時の対応を目的に設置を希望されました地区に町が譲与したものであります。なお、現在までの設置数としましては、平成21年度に10地区、平成26年度に1地区が希望され設置されております。

管理状況につきましては、自動体外式除細動器引渡しの際に、設置地区と自動体外式除細動器譲与契約書を取り交わしており、その中で譲与物の維持管理については各地区となっております。したがって、パッド及びバッテリーの交換につきましては、各地区負担で対応をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

9番、鈴木吉信君。

○9番

前には消防団の幹部会等において3年に1回、大体1回3時間くらいかかると思っていたんですが、時間を必要とされるわけなんです、また、現在では、消防団幹部等において3年に1回くらいやはり実施されているそうです、講習会等。これは広域消防さんのご協力をいただいて講習会等を実施されているそうなんです。また、柳津小学校、西山小学校、またそのほかにB&G、保育所等では1時間くらいで、いろいろ打合せ等していただいて1時間くらいで毎年、これは修了証明書を取るのではなくて、新しく保育所等に入った、また、学校等に新しく入った、こういう子供たちを対象として実施されているというような話でございました。また、地区においては、昨年度から今までにおいて小巻地区、また安久津地区で実施されたそうです。現在、前のように各地区での開催、これというものは本当に少なくなった、今の柳津広域消防の署長さんが来てから、各地区での3年間の修了証明書、これを必要とする講習会というものはなかったという、1年半なかったそうです。

そんな中において、先ほど同僚議員も、コロナ等の話がいろいろ出ましたが、やはり私は総務課が、町民課のほうで各地区に設置しているわけなんです、この後、管理どうこうに対しては総務課のほうで実施すべきと自分としては思っているわけなんです、まず、今現

在の状況に対して各課長からお話をお聞きしたい、そのように思っています。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ただいまのご質問の件ですけれども、当初、このAEDの整備に関しましては町民課で整備しておりますので、また、契約、そういったものも町民課のほうで締結しておりますので、当然、管理についても町民課のほうでやっているというふうに考えております。

以上であります。

○議長

9番、鈴木吉信君。

○9番

今ほど総務課から話があったんですが、町民課長としてはどのように考えていますか。

○議長

町民課長。

○町民課長

今ほどの町長の答弁にありましたとおり、平成21年、この頃に無償で町のほうから地区にということで、ただ、その後、毎年、各地区のほうに設置してはいかがですかということで要望、希望を取っておったわけです。平成26年度に1地区ということで、その後ずっと出てきていないというのが現状でございます。

現在につきましては、ここ2年、3年、当初予算等で5地区分くらいのAEDの予算化はしておったわけなんですけれども、ここ二、三年につきましては、そちらの予算化もされていないような状況になってございます。

つきましては、その契約の中で管理という部分につきましては、各地区にお願いするということで譲与という形になってございます。ただ、パッドとかバッテリー、あと本体、こちらについて、それぞれに使用期限がございます。そういった期限が来てしまう前に、町民課のほうとしては、一括で譲渡したような経過もありますので、期限が来る前に各地区のほうに通知を出しまして、だんだん期限が近づいていますと。希望があれば町のほうで一括購入して、一括購入によってそれなりの負担の軽減といったのも図ってきた、そういった経過もございます。

以上です。

○議長

9番、鈴木吉信君。

○9番

今の町民課長の話だと、町民課のほうでは、各地区に連絡も出して期間が来ていますよと、パッドもバッテリーも来ていますよ、交換するならば一括して買うこともできますよというように連絡しているというお話なんです、本当に町民課としては、各地区に譲渡している。それで、使用するのには、各消防、各班長または区長さんが先頭に立って各消防団、また婦人消防隊、ここが先に立って広域消防をお願いして、3時間なら3時間講習を受けて修了証明書をもらうというような今までの流れなんです。

ただ、本当に今、町民課長が言ったように、各地区の方々が、区長さんが毎年替わっているのに、除細動器は町民課と各地区が契約して各地区で面倒を見ていつでも使われるような状態にしておく、そのようなことでみんな本当に認識されているのかどうか。それが、自分が一番心配する部分なんです。ただ、私は、町民課でそのように配ったとしても、やはり一番しやすいのは消防団、また婦人消防隊なんだと思っています。だから、その中において、やはり総務課が先頭に立って連絡等、町民課の名前も入れていいと思うんですが、今現在、コロナがこれだけ騒がれている、熱中症も騒がれている、この状況の中で、除細動器の現在の状況はどのようになっていますか、点検して役場に報告しなさい、そのくらいのことをやっておかないと、いざとなったときに本当に、責任逃れということはないと思うんですが、町民課で渡しました、部落と契約しています、総務課では消防団、婦人消防隊で使っていますが、部落のほうで維持管理はやることになってますよというような形で話になると思うんですが。

町長、今現在、このような状況の中で、私は町として、さっき話はあったんですが、平成21年に10地区、平成26年に1地区、合わせて11個あるんですが、もう期間が来たならば、そんな本当にこれだけの高い高価な物なので、同僚議員が3年くらい前に一般質問で話をしたことがあるんですが、やはり役場としてこれは維持管理というの、やはり定期的に部落のほうに連絡をして、お金のかかる部分は役場が負担するというくらいのことでやっていかなかったら本当に、今現在、どのような状況になっているか本当に分からないような感じかなと思っているんですが、町長、どう思いますか。役場としては、今までのとおりでやっていくという形でいいですか。

○議長

答弁を求めます。

副町長。

○副町長

それでは、9番議員にお答えいたします。

当時私が、平成21年度、町民課長のときに進めた事業であります。これについては、県の補助等がありまして、そのことから全47地区全部周知をいたしまして、その中で必要とする地区のほうに説明会を行いながら、今回契約を結びながら進めた。先ほど町民課長から話がありましたように、それから六、七年は町としても予算を取って進めていたわけでありませんが、平成26年度の1地区が終わりましてから終わっているというようなことで、今現在、先ほど町民課長から話がありましたように、これらの期限の関係等も含めて町では把握しておりますので、これらについて町のほうから適切に11地区については通知を出しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長

9番、鈴木吉信君。

○9番

今、副町長から説明があったんですが、何とかそのような対応をしていただきたい。そして、町民が、除細動器はもう物事あったならばいつでも使われる状態になっているんだというように思いを持って、持つことができるような対応というものをしていただきたい、そのように思っています。本当にこれからコロナ、また、熱中症等が騒がれているわけなんです、暑さも大分、涼しくなると思うので、町民の方々、大変な状況、もうちょっとなんです、コロナは続きますが、頑張ってください、そのように思っています。町としても本当にこんな高価な物11台もあるわけなので、何とか対応等お願いしたいと思っています。

以上で終わります。

○議長

これをもって、鈴木吉信君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議します。

再開を午後2時5分といたします。(午後1時53分)

○議長

議事を再開いたします。（午後2時05分）



○議長

次に、荒明正一君の登壇を許します。

8番、荒明正一君。

○8番（登壇）

グローバルピッグファーム柳津農場の今後について。

財界ふくしまの9月号が発売されてこの問題が一つの大きな山に差しかかった感じがしますが、どのような考えでいるか。これまでの反省も含めお答えいただきたいと思います。

それと同時に、これまで一般質問が変わったことがあるわけでありますが、その身において、課長が答弁したことについても、町長として全責任を持ちますということによろしいのか、それを伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

8番、荒明正一議員のご質問にお答えいたします。

グローバルピッグファーム柳津養豚場の今後についてでございますが、先月初めに発売されました財界ふくしま9月号にて、柳津農場から発生している臭気の問題が記事として掲載されております。

柳津農場は、平成30年12月から子豚の搬入を行い操業が開始されており、平成31年2月に麻生地区において臭気を感じられ、その後、柳津農場からの臭気であることが確認されております。

事業者において様々な消臭対策を講じてきておりますが、いまだに臭気は収まっておらず、麻生地区以外の地区や隣町の地区まで臭いが広がっております。現在、事業者において養豚業者で消臭効果が確認されているハニカム式の脱臭装置の全豚舎設置を11月までの完了を目指し、工事を進めております。

反省点としましては、町として業者への指導は行っていたものの、麻生地区の住民の皆さんが臭気により不快な思いをされている状況の把握が遅れ、地区の方々への対応が遅れたこ

とは、大変申し訳なく感じているところでございます。

町としては、町民の生活を守ることが一番の仕事であると考えておりますので、今後も、住民の納得するまで消臭対策を実施するよう業者に指導していきたいと考えております。

そして、課長の答弁につきましては、町長である私が全て責任を負います。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

答弁をいただきましたけれども、11月が一つの業者としては大きな山場を迎えるということではありますが、この豚舎が完成して実際に効果が出るのはいつ頃なのかということでもあります。いつ頃になりますか。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

荒明議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、先ほど町長からの答弁もありましたとおり、グローバルピッグファームさん、業者のほうにおきましては、今、ハニカム式の脱臭装置というものの設置工事をしておりまして、11月には設置するとのことでございます。ただし、11月でございますので冬期間に入っております。昨年度の三者会議でやっていた中でも、やはり冬期間においては少し臭いが下がるような、感じ方が薄くなるような部分がありましたので、正確にその効果というもの分かり始めるのは、4月の半ば、やはり暖かくなってきてから効果が分かってくるのではないかというふうに三者協議会の中でも話し合いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

今、また問題になっているのはハエの問題であります。2日かだか前に私もあそこに行って、二、三軒回ってみました。まず本当にひどいです。だからそれは、ハエが死んで、持

っていくまでに2週間くらい置けらしいんですけれども、冷蔵庫に入れて。今度は臭いが、ハエの腐ったのが、臭いで大変だということでもあります。それで、私は、そのときの担当者の人、長澤さんという方とお話ししてきましたが、大体この対応が遅いじゃないかということをお願いしてまいりました。なぜかといいますと、この財界ふくしまに載っている内容については、ほぼ間違いないということでもあります。また、町としても、大体間違いないというような話を伺っているわけではありますが、そういうことからしますと、何でそのように対策が遅れ、遅れに遅れてばかりいるんだべなということ私なりに考えた場合に、この会社は全国に何百件あるか分かんないけど、地図広げてあそこの人が見たら相当数あると。しかしながら、ここと同じような経過、また、ましてハエが出たとかそういう、臭いが悪いから消臭するような工事をやんなんねようなことは初めてだということでもありますので、だから、遅れてんだべと。経験も何もないから遅れているんじゃないかというようなことを申し上げてまいりました。

であります。これから先を考えた場合に、町としては、どのようにして遅れている問題、あるいは、対策が後手後手に回っているような状態をいつまでどのようにして解決しようとしているのか伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

荒明議員さんのご質問にお答えいたします。

確かに業者としまして対策が遅れている、遅れたという1点、確かにもともと業者さん、事業所でございますが、農場のほうの契約の形態そのものが、一般の養豚農場さんとの契約というのが、それで主農場、自分たちで農場を持っているというのが大変少ない業者さんでありますので、その部分でも確かに対応が遅れたのかなというところはございます。また、初めての、頭数的にも初めて、ここまで大きいというのは持っておりませんので、そういった部分でも対応が、少し苦慮しながら慎重に進んでいたというのが逆に裏目に出て遅くなったのかなというふうに感じております。

町としまして、やはり町がすぐに何かできれば一番いいんですが、そういったわけにいきませんので、やはり農場、業者、グローバルピッグファームさんに強く、早く、臭気問題が解決するよう対策を取ってくれというような形で指導をしていくというような、強く指導していくというような町のスタンスとしていくしかないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

この問題は、ただ単に町と麻生と業者だけの問題ではなくなっているわけであります。他町村も含めた広域化しているわけであります。しかしながら、その対策については、今、いろいろ言われておりますように、難しいことは私も承知しております。その中で、その責任、ありますように、責任は感じているが悪臭の問題は全く予想外であったというようなことは、言語道断なんです、本来。豚扱うのに臭いしねえと思ったなんていうの、おかしな話でありまして、ここでそれを追及したって仕方ないんですが、それらのことはやはり責任、町が行政の立場から把握すべきであったんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

町が事前に建設当初そういった部分を、臭気が出るという予測の下、動かなければいけない部分でございまして、確かに建設前に今、グローバルピッグファームさんが持っています農場、二本松市と川俣町にもございまして、そちらのほうを視察しております。町民の方も視察をしております。隣町の住民の方も視察をしております。なぜかというふうにはなかなか分からないんですが、その当時、臭いは全くしなかったと。こういうものであればよかったじゃないかという話で進んだものと思っております。

ただし、今、このような形で臭気問題が発生した中での話でございまして、当時を振り返ってみればやはり、養豚業者ではなかなかないんですが、通常、工場等で設立前に行います環境アセスメントというものがあります。そういったもので風向だとか、天候、また地形などをやって、操業時に影響が出ないかという部分をやる環境アセスメントというものがございまして、そういったものを指導すべきではなかったのかなというふうに反省はしております。ただ、現在、三者協議の中でも、そういった中で今からでも、今すぐ、これから長く操業するのであれば、今からでも遅くはないということで、環境アセスメントを業者のほうで実施してはどうかという形で、県のアドバイスも受けながら、先般指示をしたところでございます。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

もう一つ確認しておきたいんですが、先日、議長が、財界ふくしまにこの記事が載って以来、県の対応が全然違ったというような話を聞いたことあるわけですが、町長としてはそのような認識、どのように認識していますか。

○議長

町長。

○町長

雑誌が発行されて以来、県の対応が変わったというお話ですが、若干そういうことあるのかなという思いはあります。担当で少し止まっていたという部分もあったわけですが、この雑誌発行によって、上司の方々の耳にも入っていったということはあるやと思います。

先ほど、豚扱うのに臭えか臭くねえか分かんねかったのかというような話がありましたけれども、実は私も、二本松と川俣、当時稼働していた農場の視察に行っておりまして、場内を歩いて豚舎にも入ってまいりました。そして、堆肥を作っているところも見学をしております。そういった中で、臭気についてはごく一部、限定的な場所で確認はしておりますけれども、受忍限度を超えるような臭いというのは確認をしていないというのが、私も同行した皆さんも同じ認識の中で帰ってきたという記憶にあります。なぜ柳津がひどいのかというのは、私にもはっきりとした答えは分かりませんが、しっかりと専門的な知見を持った方の調査の結果というのを待っていたい、待ちたいと、そんなふうに思っております。

先ほど来、課長もお話ししていたことが全てでありますけれども、とにかく町としては、町民の穏やかな生活を守っていくということが何といても一番でありますから、引き続き、本当にできるだけ早く、急いでこの臭気対策を進めるように指示をしていきたいと、そんなふうに思います。明日、グローバルピッグファームの社長が柳津、役場においでいただくことになっておりますので、今、私が言ったことをしっかりと私の口から社長に直接お伝えしたいと、そんなふうに思っているところであります。

以上です。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

すると、項目4つに分けておいたんですが、質問の仕方が上手なほうではありませんので、まとめて質問させていただきたいと思います。

それで、まず町民からの話として出てきたのが、今の対策が終わらないうちは、頭数は増やさないと。そのように要請すべきではないかということでもあります。直接誘致しててねえという話もあるんですが、誘致については、財界ふくしまに載ってございました一番上に、当時の地域振興課長が企業誘致であるというふうにうたっておるわけですが、その経過をよく分かるようにもう1回教えていただきたいと思うわけでもあります。そうでないと、それから以降の話が合わなくなってくる面もあるわけでもあります。それはどうですか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ご質問にお答えいたします。

まず、今の対策が終わるまでは頭数を増やさないとことを申し入れるという話でございますが、今現在、ピッグファームの第1期工事というものが終了しております、最大ですと、今現在、約1万頭の豚が入っております。9月中には1万1,000か1万2,000になるのではないかとございまして、その後、本来であれば2期工事という部分、同数なんです、今と同じくらいの豚舎ができるという計画でございましたが、そちらの分につきましては、町としまして、地区としまして、今のままの臭気の臭いが解決するまでは、そっちのほうには着手していただかないようにという形で申入れしております、そちらについても今のところ、グローバルピッグファームとしても臭いの問題が終わるまでは、着手の考えはないという回答は受けております。

もう1点でございますが、先般、前地域振興課長のときでございますが、議員さんのご質問に対して誘致企業という言葉を使ってしまったという部分がありますが、事実、私のほうでも誘致があったのかどうかという形で調査しておりますが、誘致という事実はございません。あくまでも事業者側が自ら土地を見つけて、町に、ただ、こういった部分で来たいんだけどという相談がありまして、それから、先ほど言ったとおりに、当時の議員の皆様、また住民の皆様もまず農場のほうに行ってきたという経過でございます。誘致企業という確かに答弁はしてしまった部分が1か所あるんですが、そちらについては誤りということでございます。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

すると、その誘致というのは、うそなんていうとおかしいけど、違いますよということでいいんですか。そうしますと、その手続を、言った、そういう答弁しておくわけだから、それは取り消すというような手続を議会としてやってあるんですかね。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

議事録の訂正、取消しというのは、たしか会期中の中でのみ行えるものでありますので、今回、当時の答弁でございますので、それを取り消すということは、議事録から抹消ということはできませんが、今、私が先ほど答弁したとおりに、誤りであったというようなことでのみとなります。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

それは、課長が謝って、それで、勘弁してくださいということでいいですか。

それはそれとして、それ以上、分かったことにします。

その次に、問題は、あれが起きたことによって、教育にまで、情緒よりも、子供に対して悪影響を及ぼすようなことがあってはならないんでないかというのが、町民の声にもあります。子供、大人はそれはいいのはあっちでこっちにやられんけど、子供はそこにじっとしていざるを得ないと。そういう環境を壊しちゃったわけだ、臭いのあれで。子供のあれを守るために、私はやかましいこと言っているようで反対するみたいだけでも、実際は共存共栄せざるを得ないだろうというふうに思っております。

以前に、一番の責任の取り方は今やっている議員みんな辞めっと一番いいんだ、そういう町民もおります。しかし、それは、やむを得ずどうしてもだめな場合はそうなるけんとも、現在においては、辞めさせるわけにはいかないだろうと。私も麻生の方とお話ししましたが、議員辞めればいいんだと、そういうことを言ったんだ。だから、辞めて臭いだけ置いてかっ

ては困らだって笑ってましたが。そのように、田舎のほうの人たちは、そこに情けというものが当然入ってくるわけです。そういう町民もいるということです。

そういうことでありますので、共存共栄という意味からも、子供に対して教育上、迷惑かけている意味において、何らかの形で今まで迷惑かけたということについて、例えば、豚の肉を提供したりして、その代わりに……

○議長

静粛に願います。

○8番

やるようなこともいいではないかということがありますが、明日来るということであれば、そのことをお話ししてみてもらったらいかがかと思っております。それは私の考えじゃありません。町民の中にはやっぱりそういう、言っている人がいるということは事実でありますから、その辺はどのようにお考えか。それでない、この問題で教育ということではいろいろやっても、別なほうでそれと反する現状があるということは、これはいかなものかというふうに思いますので、私はそのように申し上げているわけでありまして。

○議長

では、答弁を求めます。

町長。

○町長

この豚の臭いについては、柳津町の皆さん、本当に迷惑を被っているわけでありまして。これは、子供たちももちろんそうですし、地区の皆さん、そして、通りがかった人だっ嫌な思いをしているということから、明日、社長が来たときには、引き続き、とにかく一日も早く臭いを直す対応をしてくれということを強く申し入れようというふうに思っている次第であります。

以上です。

○議長

補足。

地域振興課長。

○地域振興課長

ご質問にお答えします。

先ほど荒明議員からも一つ提案という形で、学校の給食等に豚肉をとという話はあったんで

すが、ただ、そちらの話も、当初はもちろん臭いの問題が出る前はありましたが、まず、その前に臭い、今ある臭いをまずなくすことを優先して、町としても優先して、地区の皆さんに迷惑をかけていますので、そういった部分をまず優先で、消臭を優先したいと思います。それから、臭いがなくなってから、そういった話をグローバルピッグファームのほうに申入れたいと。まずは臭いをなくすという部分の対策をするということが大事だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

それは、今、自分が要望を申し上げたことは、結局、今できる共存共栄のための方策であって、今後、この後ずっとやるかやらないかは向こうが決める話でありますし、こっちがとやかく言う問題ではないわけでありますから。こっちは要望として、そのような声もあるので、そういうもちぶた、そういう対応を取れば、子供は子供で、ああ、あんときこういうふうにしゃっちなあつたつけなということが頭に残って、また考えが変わるかもしれないわけでありますから。だから申し上げている。でありますから、そのようにお願いしたいと思うわけであります。共存共栄させるためには、今は今の段階、このときはこのときの段階でできる対策があるわけでありますから、現在の置かれた状況において、これまで迷惑かけたことに対しての会社の気持ちの表れとしてそういうことも必要ではないのかなというふうに思っているわけでありますが、その辺も重々、明日来たら重々話をしてみてもらいたいと思えますし、町長にもそれを約束をしていただきたい。

○議長

再度、町長に答弁を求めますか。

○8番

はい。

○議長

では、町長。

○町長

私としては、とにかく早期に早く対策を取るようということ強く申入れをしたいと、このように思っております。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

駄目かもしれませんが、農場建設前に二本松や川俣の農場を視察し臭いがなかったとのことで認めたと思うが、来て風向などの調査をすべきではなかったのか。先ほども課長から話ありましたが、これらの最初の出だしの対応が、町の対応、議会議員の対応が大きな原因ではないのかなど。最初の対応の仕方がまずかったのではないのかなというふうに思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

先ほども申し上げましたが、確かに今、臭いの問題、臭気問題がこういうふうになってしまっているという現状でございますので、過去のことをないがしろにするわけではございませんが、過去、先ほども、ただ反省点としまして、やはり環境アセスメントを行ってればまた変わったのかなど。1年、2年という形での、環境アセスメントですと1年、2年という形でのスパンになりますが、そういったものをしてからだったのかなというふうには、今、現時点では反省という形で、指導していけばよかったなということで反省しております。

ただ、今、町長からもありましたとおり、今、起こってしまっていることについて、早期に収束して町民の生活を守りたいという思いでございますので、今後も強く行政の指導を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

今、町長は、当時は議員であったわけです。先ほどの答弁にあったかもしれませんが、そういう経験、立場を乗り越えてきたこととしまして、現在、この臭気問題についてどのように考え、また、どのような責任を感じているか。それを改めて伺いたいと思います。

○議長

町長に再答弁を求めますか。今までの答弁では物足りないということですか。

○8番

はい。

○議長

では、町長、再答弁。

町長。

○町長

荒明議員、繰り返しになってしまっていて大変恐縮ではありますが、当時、川俣町、二本松市、両方の農場を視察に行っております。それは、場内では歩いて回ったわけでありませぬけれども、豚舎の中にも入りました。豚もいました。そして、堆肥を作っているところにも足を運びました。そういった中で、ごく農場の一部、いわゆる糞尿のあるところですね。そういったところについては臭いはありましたけれども、到底受忍できないというような、限度を超えるような臭いとは感じてきませんでした。大勢で行ったわけでありませぬけれども、一緒に行った皆さんは、同様に感じてきたというふうに記憶をしております。

今になって、何で柳津の農場ばかりこんなにひどい臭いがするのかというふうに思いますけれども、正直、私も原因というのは分かりませぬ。川が影響しているのか、地形的なものがあるのか、分かりませぬけれども、これらについては、専門的な知見を持った人の調査の結果、これを待つて判断をしたいというふうに思っております。ですから、今、私、我々にできることといえば、この臭いを一日も早くなくすために努力をすること、業者に強く指導、申入れをしていくこと、これにやっぱり尽きるんだらうと、そんなふうに思います。この方法としては、県、あるいは専門家などの連携をしながら、力を借りながら、一緒になって問題解決をしていきたいと、そんなふうに今、思っているところであります。

責任ということでありませぬけれども、今、責任と言われましても、私はどういう責任があるのかということ、思い当たりませぬので、答弁とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

町長は、全員協議会の中で私が条例をつくったらどうだというようなこととお話ししたら、今、つくってしょうがねえじゃないかというような答弁をされていたと思うんですが、もっと早くなら、最初からだとつくるべきだったというふうに思っておられますか。最初から要らないと、条例は要らないというふうに思っているか、最初からだとつくったほうがい

いと思っておられるのか、どちらですか。

○議長

分かりましたか。（「もう1回」の声あり）

もう一度繰り返してください、質問。ちょっと聞き取れません。

○8番

発音悪いからだけんちょ、条例をつくるには、最初からだつくってもいいけど、今、つくってピッグファームに適用するようなことはできないから、つくるわけにはいかないだろうというような話をされたと記憶しておるわけでありますが、今、それはどちらですか。つくったほうがいいか、最初からでも要らないと。

○議長

町長。

○町長

条例と言われましても、どういった条例なのかがちょっと私も思いつかないところがありますけれども、グローバルピッグファームも一企業として健全な企業活動を行うという権利を持っている会社でありますので、単にこちらの都合で都合のいい条例をつくって縛るということは無理なのかなと、そんなふうに思うところであります。

詳細については、担当課のほうから答弁させます。

○議長

では、地域振興課長。

○地域振興課長

荒明議員にお答えいたします。

先般、全員協議会の中でもご答弁差し上げましたが、今、臭いが出たということで条例をつくるということになりますと、一企業だけの条例、押さえ込みの条例になります。また、もう一つ、悪臭防止法というのがもちろん上位法でございます。上の法律で定めておりました、そこにつきましても数値で定まっております。数値でこれ以下にしてくださいよ、これ以下であればいいですよという形になります。そういったものをつくりますと、町のほうでそれが先、後は別にしましても、つくりまして、そこまでしか業者、事業者としては努力権限がございません。例えば、臭気指数10以下であれば認めるというふうになりますと、10以下だったらいいのかと。事業者としては、そこから先、何ら条例で縛られることがありませんので、条例をつくってしまえば条例に基づいて臭気対策したよと。臭気指数10以下だから

あとやらないよという可能性もありますので、町としてそういったものを、条例をつくりま
すと、必ず数値目標というものをつくらなければいけませんので、そういった数値をつくる
と、逆に業者への強い指導ができなくなるという反面がございますので、条例のほうはなか
なかつくるのは難しいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

別なことをお尋ねいたします。これまでこの問題が、財界ふくしまも出て1か月くらいな
るわけですが、この間、前町長が柳津町に来て何か話をしたという経緯がありますか。町長
時代にこういうことをつくって、ちゃんとしなかったからこういうことが起きたということ
もあるはずですから、それに対して……

○議長

前町長が役場のほうに来て、この件についての話があったかと。

○8番

町民なり、議会では認めたから。町民に対して申し訳なかったというような話をした経緯
があるかどうか。そのくらいのことは、当然あってしかるべきだと思うんですね。これまで
大きくなっているんだから、分かりません、すみませんでしただけでは済まないんじゃない
かと私は思うんです。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

ご答弁申し上げます。

前町長の井関町長であった今、井関さんでございますが、そういった部分で来庁されたこ
とはございません。また、なかなかそういった部分で、一個人になっておりますので、そう
いった部分でまた行政のほうにそういった部分を申し入れるというのも、なかなか難しいの
かなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

そして、それに関連する可能性があるかと思われまますですが、議会とあれは麻生の人たちも参加したらしいんだけど、飲んだり、言葉はよくないけれど飲み食いした、そういう集まりがあった話であります、実際に誰が、どのような方が参加されたのか。分かったらお願いします。

○議長

もう少し具体的にお聞きします。飲み食いがあったというのはどういう、具体的な表現をしてください。どういう飲み食いですか。

○8番

酒飲んだり……

○議長

誰と誰がとか、そういう具体的なものがないと回答できません。（「そういうことです」「では、私」の声あり）

では、地域振興課長。

○地域振興課長

当初、操業されてから、4月であったと思うんですが、地区の方への見学会という形でそういったものを催されて。ただ、お酒飲みとかそういうのがメインでございませぬので、見学会という形で地区の方にご案内して、その後に少しバーベキュー的なものを行ったと聞いておりますが、私も現地には行っておりませぬので。当時の町長も個人的に少し顔を出したということは聞いておりますが、公務ではなかつたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

それで、柳津の議員は全部参加しておりますね。参加してないんですか。

○議長

議会議長としては、参加はしておりませぬ。議会も参加していないはずでございます。

荒明正一君。

○8番

そうしますと、この問題は、なかなか解決しにくい問題であります。しかしながら、結論としては、共存共栄することが一番大事だろうと。そのために今いろいろ申し上げましたが、今の段階でできる対策を相手に要求するなり、しながらその時期を待つということが一番必要なことではないかと。だから、今のコロナと同じで、いつ収まるか分かんねわけですから。実際にこれで11月にやってみて、うまくなかった場合に、最終的にどのような考えを、どのような対策を講じさせようとするのか、それをお伺いして終わります。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

最終的に今のハニカム式、恐らく11月に完成予定のハニカム式の効果が出なかった場合ということのご質問だと思うんですが、そちらにつきましても、三者情報交換会の中でもお話をしております、ではその後どうするんだということで、今、ハニカム式ができますと、一方向に空気が流れるということでございますので、もう少し対策を取っていけると。例えば、フィルターに、今、水を流してそこに空気を当てるというハニカム式の方式でございますけれども、そこに今度消臭剤を添加したりするという、また次の段階の部分もありますので、そういったものも試していきたいという形でございますので。その申入れにつきましても、今やっていますので、実際今、効果がまだ分からない状況でございますので、そういったものが効果がもしなかったなんていう話になれば、またそこから話を次の部分、事前には話はしておきますけれども、そういった形で対策は取っていくというような形で業者のほうも話をしております。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

終わります。

○議長

これをもって、荒明正一君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。



○議長

ここで暫時休議して、執行部の入場を求めます。（午後2時50分）

○議長

では、議事を再開します。（午後2時53分）

◇

◇

◇

◎議案の上程

○議長

日程第7、議案第72号「令和元年度柳津町歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第72号「令和元年度柳津町歳入歳出決算認定について」提案理由を説明いたします。

令和元年度柳津町一般会計の決算につきましては、歳入総額47億2,188万4,499円、歳出総額45億4,066万1,040円、歳入歳出差引額1億8,122万3,459円となったものであります。このうち翌年度へ繰り越すべき財源は7,686万7,000円でありましたので、これを除いた実質収支は1億435万6,459円となったものであります。

次に、特別会計であります。令和元年度柳津町土地取得事業特別会計の決算につきましては、歳入総額3万4,052円、歳出総額8,580円、歳入歳出差引額2万5,472円となったものであります。

次に、令和元年度柳津町国民健康保険特別会計決算につきましては、事業勘定で歳入総額4億9,963万2,722円、歳出総額4億8,922万8,836円、歳入歳出差引額1,040万3,886円となったものであります。

また、施設勘定では、歳入総額8,094万1,776円、歳出総額7,879万4,233円、歳入歳出差引額214万7,543円となったものであります。

次に、令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入総額5,119万6,189円、歳出総額5,064万7,689円、歳入歳出差引額54万8,500円となったものであります。

次に、令和元年度柳津町介護保険特別会計決算につきましては、歳入総額5億5,697万8,176円、歳出総額5億3,355万4,600円、歳入歳出差引額2,342万3,576円となったものであります。

次に、令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計の決算につきましては、歳入総額1億5,317万210円、歳出総額1億5,171万4,768円、歳入歳出差引額145万5,442円となったものであります。

次に、令和元年度柳津町町営スキー場事業特別会計の決算につきましては、歳入総額925万9,188円、歳出総額915万6,494円、歳入歳出差引額10万2,694円となったものであります。

次に、令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額8,470万1,293円、歳出総額8,347万1,715円、歳入歳出差引額122万9,578円となったものであります。このうち翌年度へ繰り越すべき財源は50万円でありましたので、これを除いた実質収支は72万9,578円となったものであります。

次に、令和元年度柳津町下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入総額7,131万4,261円、歳出総額6,984万9,706円、歳入歳出差引額146万4,555円となったものであります。

次に、令和元年度柳津町簡易排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額204万2,450円、歳出総額193万6,646円、歳入歳出差引額10万5,804円となったものであります。

次に、令和元年度柳津町林業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額240万6,763円、歳出総額247万7,427円、歳入歳出差引額42万9,336円となったものであります。

以上で、各会計の決算概要の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

次に、代表監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、伊藤光正君。

○代表監査委員（登壇）

それでは、令和元年度の一般会計をはじめとする11の会計について地方自治法に基づく決算の審査を磯目委員と共に7月21日から8月3日までの間の実質7日間実施いたしました。

例年でありますと、細かく数値等をご説明するところではありますが、本職においても本議会のコロナウイルス対策に賛同いたしまして、簡便に報告いたしますことをご了承ください。

なお、詳細な数値、決算の動向については記載のとおりでありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

最後のページをお開きください。

審査総評を申し上げます。

令和元年度の柳津町一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算については、計数に誤りも

なく、関係諸帳簿及び諸書類も整備されており、会計経理は正確な決算であると認めるものであります。

以下、記載のとおりでありますので省略させていただきます、決算審査意見書の報告とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○議長

これで代表監査委員の報告を終わります。

お諮りいたします。

議案第72号「令和元年度柳津町歳入歳出決算認定の審査について」は、議員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第72号「令和元年度柳津町歳入歳出決算認定について」は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算特別委員会の正副委員長を議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。それでは、指名をいたします。

決算特別委員会委員長に3番、伊藤 純君、副委員長に7番、田崎信二君を指名します。

なお、決算の審査に当たり、町長並びに所管の課長及び班長の出席を求めます。

◇ ◇ ◇

◎休会の議決

○議長

お諮りします。

本日、これより9月16日午前10時までを決算審査のため休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日これより9月16日午前10時までを休会とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎散会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日はこれをもって散会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

長時間、大変お疲れさまでございました。(午後3時06分)

